

外国証券業者に関する省令（昭和四十六年大蔵省令第六十一号）

改正案

外国証券業者に関する省令

（定義）

第一条 この命令において、「外国証券業者」、「外国証券会社」、「有価証券」、「証券会社」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプシオン取引」、「外国市場証券先物取引」、「証券取引行為」、「証券業」、「国内」又は「支店」とは、それぞれ外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号。以下「法」という。）第二条に規定する外国証券業者、外国証券会社、有価証券、証券会社、有価証券指数等先物取引、有価証券オプシオン取引、外国市場証券先物取引、証券取引行為、証券業、国内又は支店をいう。

（訳文の添付）

第二条 法、外国証券業者に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十七号。以下「令」という。）又はこの命令の規定により金融監督庁長官又は財務局長若しくは福岡財務支局長（以下「金融監督庁長官等」という。）に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならぬ。

現行

外国証券業者に関する省令

（定義）

第一条 この省令において、「外国証券業者」、「外国証券会社」、「有価証券」、「有価証券の募集」、「有価証券の売出し」、「証券会社」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプシオン取引」、「外国市場証券先物取引」、「証券業」又は「国内」とは、それぞれ外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号。以下「法」という。）第二条に規定する外国証券業者、外国証券会社、有価証券、有価証券の募集、有価証券の売出し、証券会社、有価証券指数等先物取引、有価証券オプシオン取引、外国市場証券先物取引、証券業又は国内をいう。

（金融機関の範囲）

第二条 外国証券業者に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第二条第一号八に規定する金融機関のうち総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げる金融機関（第八号に掲げる金融機関のうち農業協同組合については、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家に該当するものに限る。）とする。

(外国通貨の換算)

第三条 法、令又はこの命令の規定により金融監督庁長官等に提出する書類中、外国通貨をもって金額を表示するものがあるときは、当該金額を日本通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。

(金融機関の範囲)

第四条 令第二条第一号八に規定する金融機関のうち総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げる金融機関（第八号に掲げる金融機関のうち農業協同組合については、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家に該当するものに限る。）とする。

- 一 銀行
- 二 保険会社
- 三 信用金庫及び信用金庫連合会
- 四 労働金庫及び労働金庫連合会
- 五 農林中央金庫
- 六 商工組合中央金庫
- 七 信用協同組合及び信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。）
- 八 業として貯金の受入れをすることができる農業協同組合及び農業協同組合連合会

一 銀行

- 二 保険会社
- 三 信用金庫及び信用金庫連合会
- 四 労働金庫及び労働金庫連合会
- 五 農林中央金庫
- 六 商工組合中央金庫
- 七 信用協同組合及び信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。）
- 八 業として貯金の受入れをすることができる農業協同組合及び農業協同組合連合会

第三条 令第二条第一号二に規定する金融機関のうち総理府令・大蔵省令で定めるものは、前条各号に掲げる金融機関とする。

第四条 令第二条第一号ホに規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、銀行が、顧客たる外国証券業者の書面による注文を受けてその計算で国内において行う有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引とする。

(証券取引行為の勧誘に類する行為)

第四条の二 令第二条第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 新聞、雑誌、テレビジョン及びラジオ並びにこれらに類するものによる有価証券に対する投資に関する広告（主として国外にある者を対

第五条 令第二条第一号へに規定する金融機関のうち総理府令・大蔵省令で定めるものは、前条各号に掲げる金融機関とする。

第六条 令第二条第一号トに規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、銀行が、顧客たる外国証券業者の書面による注文を受けてその計算で国内において行つ有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引とする。

(証券取引行為の勧誘に類する行為)

第七条 令第二条第一号に規定する総理府令・大蔵省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 新聞、雑誌、テレビジョン及びラジオ並びにこれらに類するものによる有価証券に対する投資に関する広告(主として国外にある者を対象とする広告を除く。)

二 有価証券に対する投資に関する説明会の開催

三 口頭、文書又は電話その他の通信手段による有価証券に対する投資に関する情報の提供

四 前三号に掲げる行為に類する行為

(外国証券業者が行つことのできる証券取引行為)

第八条 令第二条第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 有価証券の売買

二 有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の媒介、取次ぎ又は代理

三 外国有価証券市場における有価証券の売買取引又は外国市場証券先

象とする広告を除く。)

二 有価証券に対する投資に関する説明会の開催

三 口頭、文書又は電話その他の通信手段による有価証券に対する投資に関する情報の提供

四 前三号に掲げる行為に類する行為

(外国証券業者が行つことのできる証券取引行為)

第四条の三 令第二条第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 有価証券の売買

二 有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の媒介、取次ぎ又は代理

三 外国有価証券市場における有価証券の売買取引又は外国市場証券先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

(引受業務のうちの協議についての届出)

第五条 外国証券業者が、令第二条第三号に規定する協議(第三項において「協議」という。)を国内において行おうとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項(当該外国証券業者が個人である場合には、第三号及び第四号に掲げる事項を除く。)を記載した書面を金融監督庁長官に届け出なければならない。

一 商号又は氏名

二 本店又は主たる事務所の所在の場所

三 資本の額又は出資の総額

四 代表権を有する役員(法第四条第一項第三号に規定する役員をいう

物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
(引受業務のうちの協議についての届出)

第九条 外国証券業者が、令第二条第三号に規定する協議(第三項において「協議」という。)を国内において行おうとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項(当該外国証券業者が個人である場合には、第三号及び第四号に掲げる事項を除く。)を記載した書面を金融監督庁長官に届け出なければならぬ。

- 一 商号又は氏名
- 二 本店又は主たる事務所の所在の場所
- 三 資本の額又は出資の総額
- 四 代表権を有する役員(法第四条第一項第三号に規定する役員をいう。第二十三条第一項第四号、第二十八条第一項第一号及び第二号、第二十九条、第三十二条第二号、第四十一条第三項、第四十八条第二項第五号並びに第四十九条第四項において同じ。)の役職名及び氏名
- 五 当該協議を行う者の氏名及び国内の住所又は居所その他の連絡場所
- 六 当該協議に係る有価証券に関し予定されている次の事項
 - イ 発行者又は所有者
 - ロ 種類
 - ハ 数量及び金額
 - ニ 発行又は売出しの場所
 - ホ 発行又は売出し日
 - ヘ 他の引受幹事証券業者

。第六条第四号及び第五号、第十九条第一項第四号、第十八条の三第一項第一号及び第二号並びに第三十二条第二項第五号において同じ。()の役職名及び氏名

- 五 当該協議を行う者の氏名及び国内の住所、居所その他の連絡場所
- 六 当該協議に係る有価証券に関し予定されている次の事項
 - イ 発行者又は所有者
 - ロ 種類
 - ハ 数量及び金額
 - ニ 発行又は売出しの場所
 - ホ 発行又は売出し日
 - ヘ 他の引受幹事証券業者
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 業務の内容を記載した書類(当該書類が前項に規定する届出の日前一年以内に添付して届け出られたものと同内容のものである場合には、当該添付して届け出た年月日及び当該添付した書類を参照すべき旨を記載した書類)
 - 二 最近一年間における引受業務の概要を記載した書類
- 3 第一項に規定する届出は、外国において発行される国債証券若しくは政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券(第十六条及び第十七条において「政府保証債券」という。)に係る協議を行う場合については、要しないものとする。
(営業の譲渡)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 業務の内容を記載した書類（当該書類が前項に規定する届出の日前一年以内に添付して届け出られたものと同一内容のものである場合には、当該添付して届け出た年月日及び当該添付した書類を参照すべき旨を記載した書類）
- 二 最近一年間における引受業務の概要を記載した書類

3 第一項に規定する届出は、外国において発行される国債証券若しくは政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券に係る協議を行う場合については、要しないものとする。

（登録の申請）

第十条 法第三条第一項の登録を受けようとする者は、法第四条第一項の登録申請書に、当該登録申請書の写し一通及び同条第二項の規定による添付書類一部を添付して、その者の主たる支店（法第二条第一項に規定する主たる支店をいう。以下同じ。）の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

2 前項の登録申請書は、証券会社に関する命令（平成十年総理府令・大蔵省令第三十二号）第一条に規定する別紙様式第一号に準じて作成しなければならない。

（登録申請書のその他の記載事項）

第十一条 法第四条第一項第七号に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 証券取引行為のいずれかと同種類の行為を業務として開始した年月

第五条の二 令第三条第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める場合は、譲渡される営業自体で証券業を営むことができるものと認められる場合とする。

（免許申請書の添付書類）

第六条 法第四条第二項第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 予定支店（法第五条第一号に規定する予定支店をいう。以下この条及び次条において同じ。）の設置を決議した役員会等の議事録
- 二 免許申請に係る業務と同種類の業務を三年以上継続して営んでいること、又は令第三条に定める場合に該当することを証する書面
- 三 主要株主（保有する株式数の多い者から上位二十位までの者をいう。次条第二項第三号において同じ。）の氏名又は名称及びその持株数を記載した書面

四 法第六条第三号に該当する者でないこと（令第五条で定める者であることを含む。）を誓約する書面で役員全員が署名したものを

五 法第六条第五号及び第六号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面で役員全員が署名したものを

六 役員（法第六条第七号に規定する役員をいう。以下この号及び第十九条第二項第二号において同じ。）及び予定支店の代表者の履歴書及び並びに役員又は予定支店の代表者が法第六条第七号イからニまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員又は予定支店の代表者が誓約する書面

日

二 加入しようとする投資者保護基金（証券取引法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金をいう。第三十二条において同じ。）の名称

三 加入しようとする証券業協会（証券取引法第六十七条第一項に規定する証券業協会をいう。以下同じ。）の名称

四 加入しようとする証券取引所（証券取引法第二条第十一項に規定する証券取引所をいう。第三十二条及び第三十七条において同じ。）の名称

（登録申請書の添付書類）

第十二条 法第四条第二項第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 業務の内容及び方法

二 損失の危険の管理方法

三 業務分掌の方法

四 法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十七条の規定及び第二十六条において準用する証券会社の分別保管に関する命令（平成十年総理府令・大蔵省令第三十六号。以下「分別保管命令」という。）の規定に基づく分別保管の方法

2 法第四条第二項第六号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、特定法人等（法第十四条第一項において準用する証券取引法第三十二条第一項に規定する特定法人等をいう。以下同じ。）の状況等として、

七 最近三年間に終了する各事業年度に関する貸借対照表、損益計算書及び利益金の処分又は損失金の処理に関する書面

八 予定支店の業務開始後三年間における当該業務の収支の見込みを記載した書面及び当該会社の同期間における業務の全部に関する収支の見込みを記載した書面

九 第二十四条第三項において準用する証券会社の自己資本規制に関する省令（平成四年大蔵省令第六十七号）第三条第三項に規定する関係会社及び免許申請者と業務上、財務上又は人的関係上密接な関係を有する会社を記載した書類

2 外国証券会社が、新たに国内に設ける支店において証券業を営むため法第四条第一項の規定により免許申請書を提出する場合には、同条第二項第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定める書類は、前項の規定にかかわらず、同項第二号に規定する書類のほか次に掲げるものとする。

一 予定支店の代表者の履歴書及び予定支店の代表者が法第六条第七号イからニまでのいずれにも該当しない者であることを当該予定支店の代表者が誓約する書面

二 予定支店の業務開始後三年間における当該業務の収支の見込みを記載した書面

三 その他法第五条に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

3 外国証券会社が、既に内閣総理大臣の免許を受けている支店において

次に掲げるものとする。

- 一 商号又は名称
- 二 資本の額又は出資の総額
- 三 主たる営業所又は事務所の所在地
- 四 事業の種類
- 五 登録申請者と特定法人等との間の資本関係、人的関係及び最近一年間の取引関係
- 六 登録申請者の属する企業集団の概況

3 法第四条第二項第七号に規定する総理府令・大蔵省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 支店の設置を決議した役員会等の議事録
- 二 登録申請に係る業務と同種類の業務を三年以上継続して営んでいること、又は令第四条第二項に定める場合に該当することを証する書面
- 三 法第六条第一項第五号に規定する純財産額（以下「純財産額」といふ。）を算出した書面
- 四 主要株主（発行済株式の総数又は出資の額の総額の百分の十以上の株式又は出資を所有している株主又は出資者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及びその持株数又は出資の額を記載した書面
- 五 役員（法第六条第一項第十号に規定する役員をいう。以下この条、第二十二條第二項第三号及び第四十一條第一項第三号において同じ。）及び国内における代表者（法第四条第一項に規定する国内における代表者をいう。以下同じ。）の履歴書

当該免許に係る証券業以外の証券業を営むため法第四条第一項の規定により免許申請書を提出する場合には、同条第二項第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定める書類は、第一項の規定にかかわらず、同項第二号に規定する書類のほか次に掲げるものとする。

- 一 当該免許申請に係る支店の最近の日計表
- 二 業務開始後三年間における当該業務の収支の見込みを記載した書面
- 三 その他法第五条に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

（免許申請の手續）

第七条 免許申請書及びその添付書類は、正本一通及びその写し一通を金融監督庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 免許申請者及び証券業を営む支店の設置を予定している者は、法第四条に定めるところに準じた書類及び次の各号を記載した書類を金融監督庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

- 一 設立する支店の人的構成、組織その他の業務執行体制
- 二 業務計画その他の営業遂行に関する基本事項
- 三 主要株主の氏名又は名称及びその持株数
- 四 予定支店の業務開始後三年間の収支の見込み及びその根拠並びに免許申請者の当該期間の当該期間における業務の全部に関する収支の見込み

3 第一項の規定は、前項の場合について準用する。

六 役員（支店に駐在する役員に限る。）及び国内における代表者の住民票の抄本（これらの者が外国人である場合には、外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書）又はこれに代わる書面

七 役員及び国内における代表者が証券取引法第二十八条の四第九号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員及び国内における代表者が誓約する書面

（外国証券会社登録簿の縦覧）

第十二条 財務局長又は福岡財務支局長は、その登録をした外国証券会社に係る外国証券会社登録簿を当該外国証券会社の主たる支店の所在地を管轄する財務局又は福岡財務支局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（営業の譲渡）

第十四条 令第四条第二項第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める場合は、譲渡される営業自体で証券業を営むことができるものと認められる場合とする。

（純財産額の計算及び資産等の評価）

第十五条 令第七条第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものの合計額とする。

一 証券取引責任準備金（法第十七条において準用する証券取引法第五十一条第一項に規定する証券取引責任準備金をいう。）

二 法第十四条第一項において準用する証券取引法第二十四条第二項各号に掲げる業務又は同条第四項の規定により認可を受けた業務に関し

（免許の審査基準等）

第七条の二 証券会社に関する省令（昭和四十年大蔵省令第五十二号）第一条の三第一項第一号、第二号、第四号及び第五号の規定は法第五条第一項第一号に規定する基準について、同令第一条の三第二項の規定は法第五条第一項第二号に規定する基準について、同令第一条の三第三項の規定は法第三条第三項第三号に掲げる免許以外の免許を受けている外国証券会社が同項第三号の免許を申請した場合における審査の基準について、それぞれ準用する。この場合において、同令第一条の三第一項中「經常収支」とあるのは、「予定支店の經常収支」と、「営業年度」とあるのは、「事業年度」と、同項第一号中「証券取引法施行令（昭和四十年政令第二百一十一号。以下「令」という。）第十五条」とあるのは、「外国証券業者に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第六条」と、同項第二号中「純財産額（証券会社の健全性の準則等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第六十号）第十条第二項に規定する純財産額」とあるのは、「純財産額（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号。以下「法」という。）第十一条第一項第三号に規定する純財産額」と、同項第五号中「自己資本省令第十条」とあるのは、「外国証券業者に関する省令第二十四条第三項において準用する証券会社の自己資本規制に関する法令第十条」と、同条第三項第一号中「令第十五条」とあるのは、「令第六条」と、同項第三号中「經常収支」とあるのは、「支店の經常収支」と読み替えるものとする。

法令の規定により負債の部に計上することが義務づけられる引当金又は準備金のうち利益留保性の引当金又は準備金の性質を有するものがある場合には、当該引当金又は準備金

2 証券会社に関する命令第七条第三項及び第四項の規定は、令第七条第二項に規定する資産及び負債の評価について準用する。この場合において、同令第七条第三項第三号中「法第七十六条第一項」とあるのは、「証券取引法第七十六条第一項」と読み替えるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、証券取引法第五十二条に規定する特定取引勘定と同種類の勘定（以下「特定取引勘定」という。）を設ける外国証券会社（次条、第三十条及び第三十二条において「特定取引勘定設置外国証券会社」という。）にあつては、特定取引勘定に属するものとして経理された取引又は財産の評価については、証券会社に関する命令第四十二条及び第四十四条の規定を準用する。この場合において、同令第四十二条中「法第五十二条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める時価」とあるのは、「外国証券業者に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第七条第二項に規定する資産及び負債の評価」と、「価額とする」とあるのは、「価額によらなければならぬ」と、「法第八十条の二」とあるのは「証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第八十条の二」と、「営業年度終了の日」とあるのは「計算を行う日」と、同令第四十四条中「法第五十二条第三項に規定する総理府令・大蔵省令で定める利益相当額又は損失相当額」とあるのは「令第七条第二項に規定する資産及び負債の評価」と、「額とする

（訳文の添付）

第八条 法、令又はこの省令の規定により内閣総理大臣又は金融監督庁長官に提出する書類で、特別の事情により日本語をもつて記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならぬ。

（外国通貨の換算）

第九条 法、令又はこの省令の規定により内閣総理大臣又は金融監督庁長官に提出する書類中、外国通貨をもつて金額を表示するものがあるときは、当該金額を日本通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。

第十条 削除

（幹事会社）

第十一条 証券会社に関する省令第二条の規定は、令第六条第一項第一号に規定する総理府令・大蔵省令で定める会社について準用する。

（営業保証金の一部に代わる契約の相手方）

第十二条 令第八条に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 銀行

二 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社又は同条第七項に規定する外国保険会社等（保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第三十六条の規定により外国保険会社等とみなされる保険業法第二百十九条第一項の免許を受けた社の社員を含む。）で、保証保険の引受けを行う者

「とあるのは「額によらなければならない」と、「第四十二条」とあるのは「外国証券業者に関する命令第十五条第三項において準用する証券会社に関する命令第四十二条」と、「営業年度終了の日」とあるのは「計算を行う日」と読み替えるものとする。

(特定取引)

第十六条 外国証券会社が特定取引勘定を設ける場合にあつては、次の各号に掲げる事項を業務の方法として定めなければならない。

一 特定取引勘定に経理する取引又は財産の種類及びこれらに係る時価又は損益相当額の算定方法

二 時価又は損益相当額の算定方法の検証体制及び特定取引勘定とその他の勘定の経理区分に係る管理体制

2 特定取引勘定設置外国証券会社は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定取引勘定に属するものとして経理された取引又は財産を特定取引勘定以外の勘定に振り替えること。

二 特定取引勘定以外の勘定に属するものとして経理された取引又は財産を特定取引勘定に振り替えること。

3 特定取引勘定に属するものとして経理する取引は、次に掲げるものとする。

一 証券取引法第五十三条第一項に掲げる取引

二 証券会社に関する命令第二十七条各号に掲げる取引

三 法第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条第四項の

(営業保証金の供託の届出)

第十三条 法第八条第一項、第三項又は第七項の規定により供託をした者は、当該供託に係る供託書正本を金融監督庁長官に提出しなければならない。

2 金融監督庁長官は、前項の供託書正本を受理したときは、保管証書をその供託者に交付しなければならない。

(営業保証金の一部に代わる契約の締結の届出等)

第十四条 外国証券会社は、法第八条第二項に定める契約を締結したとき(金融監督庁長官の承認を受けて当該契約の内容を変更したときを含む)は、契約書の写しを金融監督庁長官に提出しなければならない。

2 外国証券会社は、金融監督庁長官の承認を受けて法第八条第二項に定める契約を解除したときは、その事実を証する書面を金融監督庁長官に提出しなければならない。

(営業保証金の追加供託の起算日)

第十五条 法第八条第七項に規定する総理府令・大蔵省令で定める日は、

法務省

外国証券会社営業保証金規則(昭和四十六年 令第二号)第十二条

大蔵省

第三項の規定により通知書の送付を受けた日とする。

(営業保証金に充てることができる有価証券の種類)

第十六条 法第八条第八項に規定する総理府令・大蔵省令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

承認を受けた業務に係る取引のうち金融監督庁長官等の承認を受けたもの

4 特定取引勘定設置外国証券会社は、特定取引勘定に属するものとして経理された有価証券その他次の各号に掲げる財産について、時価を付さなければならぬ。

一 譲渡性預金（証券会社に関する命令第二十五条第一号に規定する譲渡性預金をいう。）の預金証書（証券取引法施行令（昭和四十年政令第百二十一号）第一条に規定するものを除く。）

二 円建銀行引受手形（証券会社に関する命令第二十五条第三号に規定する円建銀行引受手形をいう。）

三 法第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条第二項第五号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証書

5 前項に規定する時価は、次の各号に掲げる財産の区分に応じ、当該各号に定める価額とする。

一 証券取引所（外国において設立されている類似の機能を有するものを含む。以下この号において同じ。）に上場されている有価証券（国債証券及び証券取引法第百八条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物を除く。） 事業年度終了の日の取引所有価証券市場（当該有価証券を保有する外国証券会社が当該有価証券につき、あらかじめ指定する取引所有価証券市場をいう。）における最終価格（当該最終価格がないときは、その日前における直近の日の当該取引所有価証券市場における最終価格）に基づき算出した価

一 政府保証債券

二 金融監督庁長官及び大蔵大臣が指定した社債券その他の債券（記名式のもの及び割引の方法により発行されるもの並びに前号に掲げるものを除く。）

（営業保証金に充てることができる有価証券の範囲）

第十七条 法第八条第八項の規定により有価証券を営業保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い当該各号に掲げる額とする。

一 国債証券 額面金額

二 政府保証債券 額面金額百円につき九十五円として計算した額

三 地方債証券 額面金額百円につき九十円として計算した額

四 前条第二号に規定する社債券その他の債券 額面金額百円につき八十円として計算した額

2 割引の方法により発行した有価証券については、その発行価額に次の算式により算出した額を加えた額を額面金額とみなして、前項の規定を適用する。

$$\frac{\text{額面金額} \cdot \text{発行価額}}{\text{発行の日から償還の日までの年数}} \times \text{発行の日から供託の日までの年数}$$

3 前項の算式による計算において、発行の日から償還の日までの年数及び発行の日から供託の日までの年数については生じた一年未満の端数並びに額面金額と発行金額との差額を発行の日から償還の日までの年数で除

額

二 店頭売買有価証券（証券取引法第七十六条第一項に規定する店頭売買有価証券をいう。） 事業年度終了の日の店頭売買有価証券市場（当該店頭売買有価証券を保有する外国証券会社が当該店頭売買有価証券につき、あらかじめ指定する店頭売買有価証券市場をいう。）における最終価格（当該最終価格がないときは、その日前における直近の日に当該店頭売買有価証券市場を開設する証券業協会が公表した最終価格）に基づき算出した価額

三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券及び有価証券以外の財産 事業年度終了の日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額

6 特定取引勘定設置外国証券会社は、第三項に規定する取引（以下この項において「特定取引」という。）のうち、証券会社に関する命令第四十三条各号に掲げる取引で事業年度終了の時に決済されていないものがあるときは、当該特定取引を当該事業年度終了の時に決済したもののみならず、当該事業年度の損益の計算をしなければならない。
（認可申請書の添付書類）

第十七条 証券会社に関する命令第八条の規定は、法第八条第二項に規定する認可申請書の添付書類について準用する。この場合において、同令第八条中「法第二十九条の第三第二項」とあるのは、「外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第八条第二項」と、同条第一項中「

した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てる。

（認可申請書の添付書類等）

第十七条の二 法第十条各号及び第十一条各号に掲げる事項の認可を受けようとする外国証券会社は、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に定める事項を記載した認可申請書及び同表下欄に定める添付書類を金融監督庁長官に提出しなければならない。

（認可の審査基準）

第十七条の三 証券会社に関する省令第一条の六第一項の規定は法第十条第一号に規定する外国証券会社の支店の名称の変更に係る認可について、同令第一条の六第三項の規定は法第十条第二号に規定する外国証券会社の支店における業務の方法の変更に係る認可について、同令第一条の六第五項の規定は法第十条第三号に規定する外国証券会社の支店の位置の変更に係る認可について、それぞれ準用する。この場合において、同令第一条の六第一項中「商号が」とあるのは、「支店の名称が」と、「他の証券会社」とあるのは、「他の証券会社又は外国証券会社の支店」と、同項第一号中「商号と」とあるのは、「商号又は支店の名称と」と読み替えるものとする。

2 証券会社に関する省令第一条の六第七項の規定は法第十一条第一号に規定する外国証券会社の支店の営業の全部若しくは一部の譲渡又は営業の譲受けに係る認可について、同条第八項の規定は法第十一条第二号に規定する外国証券会社の支店における証券業の廃止に係る認可について、それぞれ準用する。この場合において、同令第一条の六第七項第一号

法第二十九条第一項第一号」とあるのは、「外国証券業者に関する法律第七條第一項第一号」と、同項第三号中「体制」とあるのは「体制並びに外国証券業者に関する法律第九條第一号の基準に適合していることを証する書面」と、同項第八号中「代表権を有する取締役」とあるのは「国内における代表者又は支店に駐在する役員（取締役及び監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。）」と、同令第八条第二項中「法第二十九條第一項第二号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第七條第一項第二号」と、同項第二号中「体制」とあるのは「体制並びに外国証券業者に関する法律第九條第一号の基準に適合していることを証する書面」と、同条第三項中「法第二十九條第一項第三号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第七條第一項第三号」と、同項第三号中「体制」とあるのは「体制並びに外国証券業者に関する法律第九條第一号の基準に適合していることを証する書面」と読み替えるものとする。

（認可業務に関する経験年数）

第十八条 令第八条に規定する総理府令・大蔵省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 認可を受けようとする外国証券会社（以下この条において「認可申請外国証券会社」という。）に組織を変更したと認められる者又は認可申請外国証券会社に合併された会社の営業の全部又は一部を譲渡した者
- 二 認可申請外国証券会社に認可を受けようとする業務と同種類の業務の営業の全部又は一部を譲渡した者
- 三 認可申請外国証券会社の発行済株式の総数の全部を所有している者

中「合併等の後存続する証券会社が」とあるのは、「営業の全部若しくは一部の譲渡又は営業の譲受けの後存続する外国証券会社が」と、「法第三十一条第一項」とあるのは、「外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号。以下「法」という。）第五条第一項」と、同条第八項第一号中「法第三十五条第一項」とあるのは、「法第十二條第一項」と読み替えるものとする。

（基本事項の変更等の認可を要しない場合）

第十七條の四 法第十條第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 増改築又は天災による被害の復旧その他のやむを得ないと認められる理由により支店の位置の変更をする場合（二年以内に変更前の位置に復することが明らかな場合に限る。）

二 前号に規定する位置の変更に係る支店を変更前の位置に復する場合
2 前項第一号に規定する支店の位置の変更後、やむを得ないと認められる事由により当該二年以内に変更前の位置に復することができない場合においては、あらかじめ金融監督庁長官の承認を受けなければならない。

3 外国証券会社は、前項の規定による承認を受けようとするときは、別表第二の上欄に定める事項を記載した承認申請書に同表下欄に定める添付書類を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

（純財産額の計算及び資産等の評価）

第十八條 令第十一条第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるもの

(幹事会社)

第十九条 証券会社に関する命令第九条の規定は、令第九条第一項第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める会社について準用する。この場合において、証券会社に関する命令第九条中「法第二十一条第四項」とあるのは「証券取引法第二十一条第四項」と、「法第二条第一項第七号」とあるのは「証券取引法第二条第一項第七号」と読み替えるものとする。

(私設取引システム運営業務の適当性)

第二十条 証券会社に関する命令第十条の規定は、法第九条第七号及び法第十二条第四項に規定する総理府令・大蔵省令で定める業務の内容及び方法について準用する。

(届出の手續等)

第二十一条 法第十二条第一項若しくは第三項又は法第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条第三項若しくは第六項の規定により届出を行う外国証券会社は、別表第一上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書に同表下欄に定める書類を添付して、金融監督庁長官等に提出しなければならない。

2 金融監督庁長官等が外国証券会社からその登録をした財務局長又は福岡財務支局長の管轄する区域を超えて主たる支店の位置を変更したことの届出書を受理した場合には、当該届出書及び外国証券会社登録簿のうち当該外国証券会社に係る部分その他の書類を、当該届出に係る変更後の主たる支店の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長に

は、次に掲げるものの合計額とする。

- 一 取引損失準備金
- 二 証券取引責任準備金
- 三 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第八十二条第一項に規定する金融先物取引責任準備金

2 令第十一条第二項に規定する資産及び負債の評価は、次の各号に掲げる価額によらなければならない。

- 一 証券取引所（外国に所在するものを含む。以下この項において同じ。）に上場されている有価証券については、計算を行う日（以下「計算日」という。）の証券取引所（当該有価証券が二以上の証券取引所に上場されている場合には、当該有価証券を保有する外国証券会社が当該有価証券につき、社内規定で定めた合理的な基準により指定した証券取引所とする。）における直近の日の当該証券取引所における最終価格）により算出した価額

- 二 店頭売買有価証券については、計算日の当該店頭売買有価証券を登録する証券業協会（当該店頭売買有価証券が二以上の証券業協会に登録されている場合には、当該店頭売買有価証券を保有する外国証券会社が当該店頭売買有価証券につき、あらかじめ指定する証券業協会とする。）が公表する最終価格（当該最終価格がないときは、その日前における直近の日に当該証券業協会が公表した最終価格）により算出した価額

- 三 前各号に掲げる有価証券以外の資産又は負債については、帳簿価額

送付するものとする。

- 3 前項の規定による書類の送付を受けた財務局長又は福岡財務支局長は、当該外国証券会社を外国証券会社登録簿に登録するものとする。
(変更認可の申請)

第二十二條 証券会社に関する命令第十二條の規定は、法第十二條第四項の認可に係る書類について準用する。この場合において、同令第十二條第二項中「第八條第一項各号、第二項各号又は第三項各号」とあるのは、「外国証券業者に関する命令第十七條において準用する証券会社に関する命令第八條第一項各号、第二項各号又は第三項各号」と読み替えるものとする。

2 証券会社に関する命令第十二條の規定は、法第十二條第四項の規定による変更の認可をしようとするときについて準用する。この場合において、同令第十二條中「法第二十九條の四第一号及び第六号」とあるのは、「外国証券業者に関する法律第九條第二号及び第七号」と読み替えるものとする。

(引受業務の一部の許可の手續)

第二十三條 法第十三條第一項の規定に基づき許可を受けようとする者(以下この条において「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項(許可申請者が個人である場合には、第三号及び第四号に掲げる事項を除く。)を記載した許可申請書を金融監督庁長官に提出しなければならない。

一 商号又は氏名

。ただし、当該帳簿価額が計算日において評価した価額と著しく異なるときは、当該評価した価額

- 3 前項第三号ただし書に規定する評価を行うに際しては、次の各号に掲げる場合の評価額は当該各号に定める金額とする。

一 金銭債権について取立不能のおそれがある場合 取立不能見込額を控除した金額

二 取引所の相場のない株式についてその発行会社の資産状態が著しく悪化した場合 相当の減額をした金額

三 第一号又は第二号以外の流動資産の時価が帳簿価格より著しく低い場合であつて、その価格が帳簿価格まで回復することが困難と見られる場合 当該時価

四 第一号又は第二号以外の固定資産について償却不足があり、又は予測することのできない減損が生じた場合 償却不足額を控除し、又は相当の減額をした金額

五 繰延資産について償却不足がある場合 償却不足を控除した金額

- 4 前二項の規定にかかわらず、法第十条第二号の認可を受けて証券取引法第五十六条に規定する特定取引勘定と同種類の勘定(以下この条において「特定取引勘定」という。)を設ける外国証券会社(以下第二十三條において「特定取引勘定設置外国証券会社」という。)にあつては、特定取引勘定に属するものとして経理された取引又は財産の評価については、証券会社に関する省令第六条の五及び第六条の七の規定を準用する。この場合において、同令第六条の五中「法第五十六条第二項に規定

- 二 本店又は主たる事務所の所在の場所
- 三 資本の額又は出資の総額
- 四 代表権を有する役員役職名及び氏名
- 五 当該申請に係る行為を行う者の氏名及び国内の住所又は居所その他の連絡場所
- 六 当該申請に係る行為に係る有価証券に関し予定されている第九条第一項第六号に掲げる事項及び引き受けようとする額
 - 一 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号又は第四号に掲げる書類については、当該書類が前項に規定する許可申請書を提出する日前一年以内に添付して提出されたものと同内容のものである場合には、当該添付して提出した年月日及び当該添付した書類を参照すべき旨を記載した書類とすることができる。
 - 一 業務の内容を記載した書類
 - 二 最近一年間における引受業務の概要を記載した書類
 - 三 法第六条第一項第七号及び第八号のいずれにも該当しない者であること並びに役員が証券取引法第二十八条の四第九号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを代表権を有する役員が誓約する書面（許可申請者が個人である場合には、当該個人が、同条第七号、第八号及び第九号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面）
 - 四 最近一年間に終了する各事業年度に関する貸借対照表及び損益計算書

- 五 外国証券会社が前項に規定する特定取引勘定を設けようとする場合にあっては、次に掲げる事項を定めた業務の方法を記載した書類並びに当該書類の新旧対照表を金融監督庁長官に提出しなければならない。
 - 一 特定取引勘定を創設する日
 - 二 特定取引勘定に経理する財産又は取引及びこれらに係る時価又は損益相当額の算定方法
 - 三 時価又は損益相当額の算定方法の検証体制及び特定取引勘定とその他の勘定との振替禁止に係る管理体制
- 六 証券会社に関する省令第六条の九の規定は、第四項に規定する特定取引勘定の創設に係る法第十条第一号の業務の方法の変更の認可の審査に

(業務の規制)

第二十四条 証券会社に関する命令第十四条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第三十二条第四項の規定による外国証券会社の国内における代表者及び支店に駐在する役員（監査役及びこれに類する役職にある者を除く。第四十一条第三項及び第四十九条第四項において同じ。）の兼職に係る届出について準用する。

2 証券会社に関する命令第二十一条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条第一項第四号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものについて準用する。この場合において、同令第二十一条第一号八中「法第二条第一項第三号」とあるのは、「証券取引法第二条第一項第三号」と読み替えるものとする。

3 証券会社に関する命令第二十二条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条第一項第八号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものについて準用する。

4 証券会社に関する命令第二十三条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条第二項第四号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものについて準用する。

5 証券会社に関する命令第二十四条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条第二項第五号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものについて準用する。

6 証券会社に関する命令第二十五条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条第二項第十号に規定する総理府令・大

ついで準用する。この場合において、同令第六条の九中「法第五十六条の認可」とあるのは、「特定取引動定創設に係る外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第十条第二号の業務の方法の変更の認可」と読み替えるものとする。

(特定法人等から除く者)

第十八条の二 外国証券会社の経営を支配しているものとして令第十三条の二第一項第一号イ若しくはロに掲げる要件のいずれかに該当する者、外国証券会社によつてその経営が支配されているものとして同項第二号イ若しくはロに掲げる要件のいずれかに該当する者又は同項第三号に掲げる総理府令・大蔵省令で定める要件に該当する者から除かれる総理府令・大蔵省令で定める要件に該当する者は、外国の法人その他の団体であつて国内に営業所その他これに準ずるものを有しない者とする。

(特定法人等となる者)

第十八条の三 令第十三条の二第一項第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定める要件に該当する者は、法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）で次に掲げる法人等とする。

一 外国証券会社の経営を支配しているものとして令第十三条の二第一項第一号イ若しくはロに掲げる要件のいずれかに該当する者に準ずるものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等

イ 次に掲げる者が所有している当該外国証券会社の株式（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）の数又は出資（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）の額（①から④

蔵省令で定める業務について準用する。この場合において、同令第二十五條第二号中「令第一条」とあるのは、「証券取引法施行令第一条」と読み替えるものとする。

7 証券会社に関する命令第二十六條の規定は、法第十四條第一項において準用する証券取引法第三十四條第四項の規定による承認について準用する。

8 証券会社に関する命令第二十七條の規定は、法第十四條第一項において準用する証券取引法第三十七條に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものについて準用する。

9 証券会社に関する命令第二十八條及び第二十九條の規定は、法第十四條第一項において準用する証券取引法第四十條に規定する書面の交付について準用する。この場合において、同令第二十九條中「法第三十七條」とあるのは、「証券取引法第三十七條」と読み替えるものとする。

10 証券会社に関する命令第三十條の規定は、法第十四條第一項において準用する証券取引法第四十一條に規定する取引報告書について準用する。この場合において、同令第三十條第二項第一号中「法第三十四條第一項第八号」とあるのは、「証券取引法第三十四條第一項第八号」と、同條第二項第二号イ中「法第二條第八項第三号の二」とあるのは、「証券取引法第二條第八項第三号の二」と、同号口中「法第二條第一項第一号から第四号まで及び第八号」とあるのは、「証券取引法第二條第一項第一号から第四号まで及び第八号」と、「令第一条」とあるのは「証券取引法施行令第一条」と、「令第十六條」とあるのは「証券取引法施行令第十六

までに掲げる者が発行済株式（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資（以下この条において「過半数の株式等」という。）を所有している外国の持株会社（他の法人等の株式又は出資を所有することを主たる目的とする外国の法人等をいう。以下この条において同じ。）の所有に係る当該外国証券会社の株式の数又は出資の額を含む。）の合計が、当該外国証券会社の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること。

(1) 当該法人等

(2) 当該法人等の役員及び主要株主（当該法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上の株式又は出資を所有している株主又は出資者）一の者が所有している当該法人等の株式の数又は出資の額と当該一の者が過半数の株式等を所有している外国の持株会社の所有に係る当該法人等の株式の数又は出資の額との合計が、当該法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上となる場合における当該一の者を含む。）をいう。

(3) (2)に掲げる者の親族（令第十三條の二第一項第一号に規定する親族をいう。以下この条において同じ。）

(4) (1)から(3)までに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の過半数の株式等を所有している場合における当該他の法人等（(1)から(3)までに掲げる者が所有している他の法人等の株式の数又は出資の額と当該(1)から

条」と読み替えるものとする。

11 証券会社に関する命令第三十一条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十七条の二に規定する書面について準用する。

12 証券会社の行為規制等に関する命令（昭和四十年大蔵省令第六十号）

以下「行為規制等命令」という。）第一条、第五条及び第九条の規定は、それぞれ法第十四条において準用する証券取引法第四十二条第一項ただし書並びに同法第四十二条の二第三項及び第五項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものについて準用する。この場合において、同令第一条第一項第一号イから八まで及び第五号並びに同条第二項中「証券会社」とあるのは「外国証券会社」と、同条第一項第一号中「法第四十二条」とあるのは「外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）」第十四条において準用する証券取引法第四十二条」と、同号口中「発行済株式の総数の百分の五十以上の株式」とあるのは「発行済株式の総数若しくは出資の総額の百分の五十以上の株式若しくは出資」と、同条第三項中「法第四十二条第二項」とあるのは「証券取引法第四十二条第二項」と、同条第四項中「法第二十条第八項第三号の二」とあるのは「証券取引法第二十条第八項第三号の二」と、同令第五条中「法第四十二条の二第一項第一号」とあるのは「証券取引法第四十二条の二第一項第一号」と、「証券会社」とあるのは「外国証券会社」と、「代表者」とあるのは「国内における代表者、支店に駐在する役員」と、同令第九条第一号中「前条」とあるのは「外国証券業者に関する命令第二十四条第十八

(3)までに掲げる者が過半数の株式等を所有している外国の持株会社の所有に係る当該他の法人等の株式の数又は出資の額との合計が、当該他の法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えることとなる場合における当該他の法人等を含む。）及びその役員

ロ イの(1)から(4)までに掲げる者並びに当該法人等の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。以下この条において同じ。）及び使用人が、当該外国証券会社の取締役（これに類する役職にある者を含む。以下この条において同じ。）又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

二 外国証券会社によつてその経営が支配されているものとして令第十三条の二第一項第二号イ若しくはロに掲げる要件のいずれかに該当する者に準ずるものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等

イ 次に掲げる者が所有している当該法人等の株式の数又は出資の額

(1)から(4)までに掲げる者が過半数の株式等を所有している外国の持株会社の所有に係る当該法人等の株式の数又は出資の額を含む。

()の合計が、当該法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること。

(1) 当該外国証券会社

(2) 当該外国証券会社の役員及び主要株主（当該外国証券会社の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上の株式又は出資を所有している株主又は出資者）一の者が所有している当該外国証

は証券取引法第八十五条の二」と、「法第七十六条」とあるのは「証券取引法第七十六条」と、同条第七号中「受託等をした証券会社」とあるのは「受託等をした外国証券会社」と、同条第九号中「第十条」とあるのは「外国証券業者に関する命令第二十四条第十九項において準用する証券会社の行為規制等に関する命令第十条」と読み替えるものとする。

16 行為規制等命令第六条第一項の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十二条の二第三項ただし書に規定する総理府令・大蔵省令で定める場合について、同令第六条第二項の規定は、外国証券会社の支店の役員に係る事故等の財務局長又は福岡財務支局長への報告について、それぞれ準用する。この場合において、同令第六条中「証券会社」とあるのは「外国証券会社」と、同条第一項中「法第七十九条の十六の二第一項」とあるのは「証券取引法第七十九条の十六の二第一項」と、「前条」とあるのは「外国証券業者に関する命令第二十四条第十二項において準用する証券会社の行為規制等に関する命令第五条」と、同条第二項中「本店又はその他の営業所」とあるのは「支店」と、同令第七条第二項中「第八条」とあるのは「外国証券業者に関する命令第二十四条第十八項において準用する証券会社の行為規制等に関する命令第八条」と読み替えるものとする。

17 法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十二条の二第五項の規定により確認申請書を提出しようとする者は、確認申請書及びその添付書類の正本一通並びにその写し一通を事故の発生した支店を管轄する財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

いる外国の持株会社、同号イの(4)の(1)から(3)までに掲げる者が過半数の株式等を所有している外国の持株会社、前項第二号イの(1)から(4)までに掲げる者が過半数の株式等を所有している外国の持株会社、同号イの(2)の(1)から(3)までに掲げる者が過半数の株式等を所有している外国の持株会社又は同号イの(4)の(1)から(3)までに掲げる者が過半数の株式等を所有している外国の持株会社（以下この項において「前項の外国の持株会社」という。）が他の外国の持株会社の過半数の株式等を所有している場合には、当該他の外国の持株会社をそれぞれ前項の外国の持株会社とみなして、前項の規定を適用する。

（株式又は出資の所有の判定）

第十八条の四 令第十三条の二第一項第一号イの(1)に掲げる者、同号イの(2)に規定する役員及び株主並びに出資者、同号イの(3)に掲げる者、同号イの(4)に規定する他の法人等並びに役員、同項第二号イの(1)に掲げる者、同号イの(2)に規定する役員及び株主並びに出資者、同号イの(3)に掲げる者及び同号イの(4)に規定する他の法人等並びに役員の株式又は出資の判定に当たつて、その所有する株式又は出資には、他人（仮設人を含む。第二十条の三において同じ。）の名義によつて所有する株式又は出資を含むものとする。

（引受業務の一部の許可の手續）

第十九条 法第十三条第一項の規定に基づき許可を受けようとする者（以下この条において「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項（許可申請者が個人である場合には、第三号及び第四号に掲げる事項を除く。）

18 行為規制等命令第八条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十二条の二第五項に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項について準用する。この場合において、同令第八条中「証券会社」とあるのは、「外国証券会社」と読み替えるものとする。

19 行為規制等命令第十条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十二条第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める状況について準用する。この場合において、同令第十条中「法第二条第八項」とあるのは、「証券取引法第二条第八項」と、「証券会社」とあるのは「外国証券会社」と読み替えるものとする。

20 行為規制等命令第十一条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十四条第四号に規定する総理府令・大蔵省令で定める行為について準用する。この場合において、同令第十一条中「法第三十四条」とあるのは、「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条」と、同令第一号中「法第四十四条」とあるのは、「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十四条」と、同条第三号中「法第六十三条」とあるのは「証券取引法第六十三条」と、「法第二十七条の二第一項」とあるのは「証券取引法第二十七条の二第一項」と、「法第二十七条の二第二の二」とあるのは「証券取引法第二十七条の二第二の二」と、「証券会社の役員」とあるのは「外国証券会社の国内における代表者、支店に駐在する役員」と読み替えるものとする。

(弊害防止措置)

(を記載した許可申請書を金融監督庁長官に提出しなければならない。)

- 一 商号又は氏名
- 二 本店又は主たる事務所の所在の場所
- 三 資本の額又は出資の総額
- 四 代表権を有する役員 の 役職名及び氏名
- 五 当該申請に係る行為を行なう者の氏名及び国内の住所、居所その他の連絡場所
- 六 当該申請に係る行為に係る有価証券に関し予定されている第五条第一項第六号に掲げる事項及び引き受けようとする額

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号又は第四号に掲げる許可申請書を提出する日前一年以内に添付して提出されたものと同一内容のものである場合には、当該添付して提出した年月日及び当該添付した書類を参照すべき旨を記載した書類とすることができる。

- 一 業務の内容を記載した書類
- 二 最近一年間における引受業務の概要を記載した書類
- 三 法第六条第五号及び第六号のいずれにも該当しない者であること並びに役員が同条第七号イからニまでのいずれにも該当しない者であることを代表権を有する役員が誓約する書面（許可申請者が個人である場合には、当該個人が、同条第五号、第六号及び第七号イからニまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面）
- 四 最近一年間に終了する各事業年度に関する貸借対照表及び損益計算

第二十五条 行為規制等命令第十二条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定める行為について準用する。この場合において、同令第十二条各号中「証券会社」とあるのは「外国証券会社」と、同条第一号中「親法人等（法第三十二条第五項に規定する親法人等をいう。以下この条において同じ。）又は子法人等（同条第六項に規定する子法人等」とあるのは「特定法人等（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第三十二条第一項に規定する特定法人等」と、「国債証券等（法」とあるのは「国債証券等（証券取引法」と、「法第二条」とあるのは「証券取引法第二条」と、「令第一条」とあるのは「証券取引法施行令第一条」と、「令第一条の三」とあるのは「証券取引法施行令第一条の三」と、同条第二号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等」と、「引受け（法」とあるのは「引受け（証券取引法」と、「元引受契約（法」とあるのは「元引受契約（証券取引法」と、同条第三号中「法第二条第八項各号」とあるのは「証券取引法第二条第八項各号」と、「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等」と、「法第四十五条第二号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条第二号」と、同条第四号中「取締役若しくは監査役又は使用人」とあるのは「国内における代表者、支店に駐在する役員（取締役及び監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。第八号において同じ。）又は使用人」と、「親銀行等（法第三十二条第五項に規定する親銀行等をいう。以下この条において同

書

（届出を要する会社）

第二十条 法第十五条第一項第七号に規定する総理府令・大蔵省令で定める会社は、外国において銀行、信託会社その他証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の二各号に掲げる金融機関が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券業を営む外国の会社及び外国の持株会社（銀行、信託会社若しくは証券取引法施行令第一条の二各号に掲げる金融機関又は証券会社（外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社を含む。）の過半数の株式（発行済株式）議決権のあるものに限る。）の総数に百分の五十を乗じて得た数を超える株式（議決権のあるものに限る。）をいう。次項において同じ。）又は過半数の出資（出資（議決権のあるものに限る。）の総額に百分の五十を乗じて得た数を超える出資をいう。次項において同じ。）を所有する会社をいう。次項において同じ。）とする。

2 前項において、外国の持株会社の過半数の株式又は過半数の出資を所有する会社も外国の持株会社とみなす。

（届出事項）

第二十条の二 法第十五条第一項第十号に規定する総理府令・大蔵省令で定める場合は、次の場合とする。

一 法第三条第一項の免許又は法第十条第三号の認可を受けた支店が営行を開始したとき。

二 法第六条第三号に規定する者に該当することとなつたとき（同号に

じ。)(又は子銀行等(法第三十一条第六項に規定する子銀行等」とあるのは「特定金融機関(外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第三十二条第一項に規定する特定金融機関」と、「含む。)(とあるのは「含む。)(又は使用人又は特定金融機関のうち外国銀行支店(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第四十七条第二項に規定する外国銀行支店をいう。)(の代表者、当該支店に駐在する役員」と、「親銀行等の取締役等」とあるのは「特定金融機関の取締役等」と、「法第八条第八項各号」とあるのは「証券取引法第二条第八項各号」と、同条第五号から第七号までの規定中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等」と、同条第六号中「法第四十五条第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条第一号」と、同条第八号中「その取締役、監査役」とあるのは「その国内における代表者、支店に駐在する役員」と、「証券会社若しくは」とあるのは「外国証券会社の国内における代表者、支店に駐在する役員若しくは使用人又は」と、「親法人等若しくは子法人等」とあるのは「特定法人等」と、同条第八号から第十一号までの規定中「親銀行等又は子銀行等」とあるのは「特定金融機関」と、同条第十一号中「本店その他の営業所」とあるのは「支店」と、同条第十二号中「法」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法」と読み替えるものとする。

(顧客資産の分別保管)

第二十六条 分別保管命令第一条及び第二条の規定は、それぞれ法第十四

規定する政令で定める者に該当することとなつたときを含む。)(。
三 他の法人その他の団体が法第十七条第一項において準用する証券取引法第四十二条の二第一項に規定する特定法人等に該当し又はしなくなつたとき(法第十五条第一項第七号から第九号までに掲げる場合に該当することとなつたときを除く。)(。

四 法第十七条第一項において準用する証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第四十三条ただし書の規定による承認を受けて金利先渡取引(証券会社、外国証券会社、銀行、信託会社若しくは証券取引法施行令第一条の二各号に掲げる金融機関又は金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める者との間において、あらかじめ将来の特定の日(以下この号において「決済日」という。)(における決済日から一定の期間を経過した日までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下この号において「指標利率」という。)(の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引)を業務として開始しようとする場合。

五 法第十七条第一項において準用する証券取引法第四十三条ただし書の承認に係る業務を廃止したとき。

六 外国証券法令の規定(法第六条第五号に規定する外国証券法令の規

条第一項において準用する証券取引法第四十七条第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める有価証券及び方法について準用する。この場合において、分別保管命令第一条第一号中「法第四十七条第二項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十七条第二項」と、同令第二条第一号中「法第四十七条第一項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十七条第一項」と読み替えるものとする。

2 分別保管命令第二条及び第四条の規定は、それぞれ法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十七条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める金銭又は有価証券若しくは顧客分別金の算定について準用する。この場合において、分別保管命令第三条第一号中「法第五十六条の三第一項」とあるのは「証券取引法第五十六条の三第一項」と、同条第二号中「法第四十七条の二」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十七条の二」と、同令第四条第一項中「法第六十七条第一項」とあるのは「証券取引法第六十七条第一項」と、同条第二項中「法第四十七条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十七条」と、同条第五項中「法第六十一条の二第二項」とあるのは「証券取引法第六十一条の二第二項」と読み替えるものとする。

3 分別保管命令第五条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十七条第三項に規定する信託について準用する。この場合において、同令第五条第三号中「法第七十九条の五十四」とあるのは、

定をいう。）に基づく行政庁の不利益処分を受けたとき。

七 第十七条の二第一項の各号に規定する支店の位置の変更をした場合
八 外国証券会社が登記を要する事項について変更又は消滅の登記を行ったとき（法第十五条第一号の規定により届出を行う場合を除く。）。

九 支店の住居表示が変更になつたとき。

十 既存の店舗の規模又は構造に変更があつたとき。

十一 持込資本金（外国証券会社の貸借対照表の資本の部の額のうち国内に持ち込んだ金額をいう。第二十三条において同じ。）の額が変更になつたとき。

2 外国証券会社は、法第十五条及び前項の規定による届出を行おうとするときは、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を金融監督庁長官に提出しなければならない。

（過半数の株式又は過半数の出資の所有の判定）

第二十条の三 法第十五条第一項に規定する過半数の株式又は過半数の出資の所有の判定に当たつて、所有する株式又は出資には、他人の名義によつて所有する株式又は出資を含むものとする。

（弊害防止措置）

第二十条の四 証券会社の健全性の準則等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第六十号）第二条の二の規定は、法第十七条第一項において準用する証券取引法第五十条の二第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定め

「証券取引法第七十九条の五十四」と読み替えるものとする。

4 分別保管命令第六条の規定は、法第十四条第一項の規定において準用する証券取引法第三十四条第一項の規定による業務について準用する。

この場合において、同条中「法第四十七条」とあるのは、「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十七条」と読み替えるものとする。

(特定法人等から除く者)

第二十七条 外国証券会社の経営を支配しているものとして令第十一条第一項第一号イ若しくはロに掲げる要件のいずれかに該当する者、外国証券会社によってその経営が支配されているものとして同項第二号イ若しくはロに掲げる要件のいずれかに該当する者又は同項第三号に掲げる総理府令・大蔵省令で定める要件に該当する者から除かれる総理府令・大蔵省令で定める要件に該当する者は、外国の法人その他の団体であつて国内に営業所その他これに準ずるものを有しない者とする。

(特定法人等となる者)

第二十八条 令第十一条第一項第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定める要件に該当する者は、法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）で次に掲げる法人等とする。

一 外国証券会社の経営を支配しているものとして令第十一条第一項第一号イ若しくはロに掲げる要件のいずれかに該当する者に準ずるものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等

イ 次に掲げる者が所有している当該外国証券会社の株式（議決権の

る行為について準用する。この場合において、同令第二条の二各号列記以外の部分中「法」とあるのは「外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号。以下「法」という。）第十七条第一項において準用する証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）」と、同条第一号中「親法人等（法」とあるのは「特定法人等（法第十七条第一項において準用する証券取引法」と、「親法人等をいう。以下この条において同じ。）又は子法人等（同条第二項に規定する子法人等」とあるのは「特定法人等」と、「国債証券等（法」とあるのは「国債証券等（証券取引法」と、「法第二条第一項第八号」とあるのは「証券取引法第二条第一項第八号」と、「令第一条」とあるのは「証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条」と、「法第二条第二項」とあるのは「証券取引法第二条第二項」と、「令第一条の三」とあるのは「証券取引法施行令第一条の三」と、同条第二号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等」と、「元引受契約（法」とあるのは「元引受契約（証券取引法」と、同条第三号中「法第二条第八号」とあるのは「証券取引法第二条第八号」と、「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等」と、「法第五十条の二第二号」とあるのは「法第十七条第一項において準用する証券取引法第五十条の二第二号」と、同条第四号中「取締役若しくは監査役又は使用人」とあるのは「支店の代表者、役員（取締役及び監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。第八号において同じ。）又は使用人」と、「親銀行等又は子銀行等（法」とあるのは「特定金融機関（法第十七条第一項において準用する証券取引法」

あるものに限る。以下この条において同じ。) の数又は出資 (議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。) の額 (1) から (4) までに掲げる者が発行済株式 (議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。) の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資 (以下この条において「過半数の株式等」という。) を所有している外国の持株会社 (他の法人等の株式又は出資を所有することを主たる目的とする外国の法人等をいう。以下この条において同じ。) の所有に係る当該外国証券会社の株式の数又は出資の額を含む。) の合計が、当該外国証券会社の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること。

(1) 当該法人等

(2) 当該法人等の役員及び主要株主 (一の者が所有している当該法人等の株式の数又は出資の額と当該一の者が過半数の株式等を所有している外国の持株会社の所有に係る当該法人等の株式の数又は出資の額との合計が、当該法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上となる場合における当該一の者を含む。)

(3) (2) に掲げる者の親族 (令第十一条第一項第一号に規定する親族をいう。以下この条において同じ。)

(4) (1) から (3) までに掲げる者が、当該法人等以外の法人等 (以下この号において「他の法人等」という。) の過半数の株式等を所有している場合における当該他の法人等 (1) から (3) までに掲げる者が所有している他の法人等の株式の数又は出資の額と当該 (1) から

と、「親銀行等又は子銀行等をいう」とあるのは「特定金融機関をいう」と、「含む」とあるのは「含む。以下この号において同じ。) 又は使用人又は特定金融機関のうち外国銀行支店 (銀行法 (昭和五十六年法律第五十九号) 第四十七条第二項に規定する外国銀行支店をいう。) の代表者、当該支店に駐在する役員 (取締役若しくは監査役をいう) と、「親銀行等の取締役等」とあるのは「特定金融機関の取締役等」と、「第二条第八項各号」とあるのは「証券取引法第二条第八号各号」と、同条第五号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等」と、同条第六号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等」と、「法第五十条の二第一号」とあるのは「法第十七条第一項において準用する証券取引法第五十条の二第一号」と、同条第七号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等」と、同条第八号中「その取締役、監査役」とあるのは「その支店の代表者、役員」と、「証券会社若しくはその親法人等若しくは子法人等の」とあるのは「外国証券会社の支店の代表者、役員又は使用人又はその特定法人等の」と、「親法人等若しくは子法人等から」とあるのは「特定法人等から」と、「親法人等若しくは子法人等に」とあるのは「特定法人等に」と、「親法人等若しくは子法人等又はそれらの取締役若しくは」とあるのは「支店の代表者、役員若しくは使用人又はその特定法人等若しくはその取締役、」と、同条第九号、第十号及び第十一号中「親銀行等又は子銀行等」とあるのは「特定金融機関」と、同条第十二号中「法」とあるのは「法第十七条第一項において準用する証券取引法」と読み替えるものとする。

(3)までに掲げる者が過半数の株式等を所有している外国の持株会社の所有に係る当該他の法人等の株式の数又は出資の額との合計が、当該他の法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えることとなる場合における当該他の法人等を含む。)及びその役員

ロ イの(1)から(4)までに掲げる者並びに当該法人等の役員であつた者(役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。以下この条において同じ。)及び使用人が、当該外国証券会社の取締役(これに類する役職にある者を含む。以下この条において同じ。)又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

二 外国証券会社によつてその経営が支配されているものとして令第十一条第一項第二号イ若しくはロに掲げる要件のいずれかに該当する者に準ずるものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等に

イ 次に掲げる者が所有している当該法人等の株式の数又は出資の額(1)から(4)までに掲げる者が過半数の株式等を所有している外国の持株会社の所有に係る当該法人等の株式の数又は出資の額を含む)の合計が、当該法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること。

(1) 当該外国証券会社

(2) 当該外国証券会社の役員及び主要株主(一の者が所有している当該外国証券会社の株式の数又は出資の額と当該一の者が過半数の株式等を所有している外国の持株会社の所有に係る当該外国証

(業務の規制)

第二十一条 証券会社に関する省令第二条の十の二第一項及び第二項、第一条の十の三又は第二条の十の四第一項から第三項までの規定は、それぞれ法第十七条第一項において準用する証券取引法第四十二条若しくは第四十二条の二第一項に規定する承認の申請、法第十七条第一項において準用する証券取引法第四十二条若しくは第四十二条の二第一項に規定する承認の審査又は法第十七条第一項において準用する証券取引法第四十二条若しくは第四十二条の二第一項に規定する承認に係る異動報告書の大蔵大臣への提出について準用する。この場合において、同令第二条の十の二第二項第五号中「法第四十二条の二の規定」とあるのは「外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号。以下「法」という)。

(第十七条第一項において準用する証券取引法第四十二条の二第一項)と、同令第二条の十の三第二項第三号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「法第十七条第一項において準用する証券取引法第四十二条の二第一項に規定する特定法人等」と、同令第一条の十の四第三項中「前条第一項第一号から第四号まで若しくは同条第二項第一号から第三号まで」とあるのは「外国証券業者に関する省令第二十一条第一項において準用する前条第一項第一号から第四号まで若しくは同条第二項第一号から第三号まで」と、その旨を金融監督庁長官に報告」とあるのは「当該事実に関する報告書を金融監督庁長官に提出」と読み替えるものとする。

2 | 証券会社に関する省令第二条の十の五第一項及び第二項の規定は、法

券会社の株式の数又は出資の額との合計が、当該外国証券会社の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上となる場合における当該一の者を含む。)

(3) (2)に掲げる者の親族

(4) (1)から(3)までに掲げる者が、当該法人等以外の法人等(以下この号において「他の法人等」という。)の過半数の株式等を所有している場合における当該他の法人等(1)から(3)までに掲げる者が所有している他の法人等の株式の数又は出資の額と当該(1)から(3)までに掲げる者が過半数の株式等を所有している外国の持株会社所有に係る当該他の法人等の株式の数又は出資の額との合計が、当該他の法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えることとなる場合における当該他の法人等を含む。)及びその役員

ロ イの(1)から(4)までに掲げる者並びに当該外国証券会社の役員であつた者及び使用人が、当該法人等の取締役又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

三 その他前二号に掲げる法人等に準ずるものとして金融監督庁長官及び大蔵大臣が指定した者

2 前項第一号イの(1)から(4)までに掲げる者が過半数の株式等を所有している外国の持株会社、同号イの(2)の一の者が過半数の株式等を所有している外国の持株会社、同号イの(4)の(1)から(3)までに掲げる者が過半数の株式等を所有している外国の持株会社、前項第二号イの(1)から(4)までに

第十七条第一項において準用する証券取引法第四十三条ただし書の規定に基づく承認申請書の金融監督庁長官への提出について準用する。

3 証券会社に関する省令第二条の十三、第三条、第三条の二又は第四条の規定は、それぞれ法第十七条第一項において準用する証券取引法第四十七条の二に規定する書面の交付、同法第四十八条に規定する取引報告書、同条ただし書に規定する取引報告書の省略の承認の手續又は同法第五十一条第一項に規定する書面について準用する。

4 証券会社の健全性の準則等に関する省令第一条、第二条及び第七条の規定は、それぞれ法第十七条において準用する証券取引法第五十条第一項ただし書並びに同法第五十条の三第三項及び第五項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものについて準用する。この場合において、証券会社の健全性の準則等に関する省令第一条第一号イから八まで並びに同条第二項中「証券会社」とあるのは「外国証券会社」と、同条第一項第一号ロ中「発行済株式の総数の百分の五十以上の株式」とあるのは「発行済株式の総数若しくは出資の総額の百分の五十以上の株式若しくは出資」と読み替えるものとする。

5 証券会社の健全性の準則等に関する省令第二条の規定は、法第十七条において準用する証券取引法第五十条第一項第六号(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する総理府令・大蔵省令で定める行為について準用する。この場合において、「役員」とあるのは、「支店の代表者、役員」と読み替えるものとする。

6 証券会社の健全性の準則等に関する省令第三条の二第一項及び第十一

掲げる者が過半数の株式等を所有している外国の持株会社、同号イの(2)の一の者が過半数の株式等を所有している外国の持株会社又は同号イの(4)の(1)から(3)までに掲げる者が過半数の株式等を所有している外国の持株会社(以下この項において「前項の外国の持株会社」という。)が他の外国の持株会社の過半数の株式等を所有している場合には、当該他の外国の持株会社をそれぞれ前項の外国の持株会社とみなして、前項の規定を適用する。

(株式又は出資の所有の判定)

第二十九条 令第十一條第一項第一号イの(1)に掲げる者、同号イの(2)に規定する役員及び株主並びに出資者、同号イの(3)に掲げる者、同号イの(4)に規定する他の法人等及び役員、同項第二号イの(1)に掲げる者、同号イの(2)に規定する役員及び株主並びに出資者、同号イの(3)に掲げる者並びに同号イの(4)に規定する他の法人等及び役員の株式又は出資の所有の判定に当たつて、その所有する株式又は出資には、他人(仮設人を含む)を含むものとする。

(営業報告書の提出)

第三十条 法第十五條第一項に規定する営業報告書は、証券会社に関する命令第三十二條第一項で定める別紙様式第二号(特定取引勘定設置外国証券会社にあつては、別紙様式第二号の二)に準じて作成しなければならない。この場合において、「資本金」とあるのは「持込資本金(法第四條第一項第二号に規定する持込資本金をいう。)(と、「法定準備金

条の規定は、外国証券会社の支店の役員に係る事故等の金融監督庁長官への届出及び報告について準用する。この場合において、同令第三条の二第一項中「前条」とあるのは、「外国証券業者に関する省令第二十一条第五項において準用する前条」と読み替えるものとする。

7 証券会社の健全性の準則等に関する省令第四条の規定は、法第十七条において準用する証券取引法第五十条の三第三項ただし書に規定する総理府令・大蔵省令で定める場合について準用する。

8 法第十七条において準用する証券取引法第五十条の三第五項の規定により確認申請書を提出しようとする者は、確認申請書及びその添付書類の正本一通並びにその写し一通を金融監督庁長官に提出しなければならない。

9 証券会社の健全性の準則等に関する省令第六条の規定は、法第十七条において準用する証券取引法第五十条の三第五項に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項について準用する。この場合において、「証券会社の商号」とあるのは、「外国証券会社の支店の名称」と読み替えるものとする。

第二十二條 削除

(営業に関する報告)

第二十三條 法第十九條第一項に規定する営業報告書は、証券会社に関する省令第五条で定める様式第一号(特定取引勘定設置外国証券会社にあつては様式第一号の二)に準じて作成しなければならない。この場合において、「資本金」とあるのは、「持込資本金(外国証券会社の貸借対

「とあるのは「損失準備金」と読み替えるものとする。

2 証券会社に関する命令第三十二条第二項の規定は、前項に規定する営業報告書の添付書類について準用する。

3 証券会社に関する命令第三十二条第三項の規定は、外国証券会社が前二項に規定する書類を作成する場合について準用する。

(業務又は財産の状況に関する報告書の提出)

第三十一条 証券会社に関する命令第三十三条(第九号を除く。)の規定は、法第十五条第二項に規定する支店の業務又は財産の状況に関する報告書について準用する。この場合において、同令第三十三条第八号中「関係会社」とあるのは、「特定法人等」と読み替えるものとする。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の記載事項)

第三十二条 令第十五条第一項第八号に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 支店の概況として次に掲げる事項

イ 登録年月日及び登録番号

ロ 沿革及び経営の組織

ハ 加入している投資者保護基金、証券業協会及び証券取引所の名称

二 支店の業務の状況に関する次に掲げる事項

イ 直近の営業年度(法第十五条第一項に規定する期間をいう。以下同じ。)における業務の概要

ロ 直近の三営業年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

照表の資本の部の額のうち国内に持ち込んだ金額をいう。)と、「法定準備金」とあるのは、「損失準備金」と読み替えるものとする。

2 証券会社に関する省令第五条の二の規定は、前項に規定する営業報告書の注記事項及び添付書類について準用する。

3 法第十九条第三項に規定する財務計算に関する書類は、利益金の処分又は損失金の処理に関する事項を記載した書類とする。

4 法第十九条第三項に規定する業務の概要を記載した書面は、証券会社に関する省令第五条で定める様式第一号(特定取引勘定設置外国証券会社にあつては様式第一号の二)に準じて作成しなければならない。

(経営保全命令)

第二十四条 証券会社の健全性の準則等に関する省令第八条又は第九条の規定は、それぞれ法第二十条において準用する証券取引法第五十四条第一項第二号又は第二項第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める健全性の準則又は総理府令・大蔵省令で定める場合について準用する。

2 証券会社の健全性の準則等に関する省令第十条第一項第二号及び第三号の規定は、法第二十条において準用する証券取引法第五十四条第二項第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定める場合について準用する。

3 証券会社の自己資本規制に関する省令は、法第二十条において準用する証券取引法第五十四条第二項第一号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるもの又は総理府令・大蔵省令で定める場合について準用する。この場合において、同令第一条第七号八中「証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。)」とあるのは、「証券取引法(昭和

- 三
- (1) 営業収益
 - (2) 経常利益又は経常損失
 - (3) 当期利益又は当期損失
 - (4) 持込資本金の額
 - (5) 受入手数料の内訳
 - (6) 売買等損益（第三十条第一項の規定により作成される営業報告書における損益計算書の科目の売買等損益をいう。）又は特定取引損益（同項の規定により特定取引勘定設置外国証券会社について作成される営業報告書における損益計算書の科目の特定取引損益をいう。）の内訳
 - (7) 株券の売買高及びその受託の取扱高
 - (8) 国債証券、社債券、株券及び証券投資信託の受益証券の引受高、売出高及び募集、売出し又は私募の取扱高
 - (9) その他の業務（法第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条第二項各号に掲げる業務及び同条第四項の規定により承認を受けた業務をいう。）の状況
 - (10) 各営業年度終了の日における法第二十条において準用する証券取引法第五十二条第一項に規定する自己資本規制比率
 - (11) 各営業年度終了の日における支店に駐在する役員及び使用人の総数並びに外務員（法第三十二条において準用する証券取引法第六十四条第一項に規定する外務員をいう。以下同じ。）の総数
- 支店の直近の二営業年度における財産の状況に関する事項として次

二十三年法律第二十五号）と、同条第二項各号列記以外の部分中「法第五十六条第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社（以下「特定取引勘定設置証券会社」という。）とあるのは「法第十条第一号の認可を受けて証券取引法第五十六条に規定する特定取引勘定と同種類の勘定を設けた外国証券会社（以下「特定取引勘定設置外国証券会社」という。）と、同項第一号中「法」とあるのは「証券取引法」と、同項第三号中「法第五十六条の規定に基づき」とあるのは「法第十条第一号の認可を受けて」と、同条第二号各号列記以外の部分中「法」とあるのは「外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号。以下「法」という。）第二十条において準用する証券取引法」と、同条第一号中「資本金」とあるのは「持込資本金」と、同条第二号中「法定準備金」とあるのは「損失準備金」と、同条第五号中「法」とあるのは「法第二十条において準用する証券取引法」と、同条第五号中「特定取引勘定設置証券会社以外の証券会社」とあるのは「特定取引勘定設置外国証券会社以外の外国証券会社」と、同条第三号第一項各号列記以外の部分中「法」とあるのは「法第二十条において準用する証券取引法」と、証券会社に関する省令（昭和四十年大蔵省令第五十二号）第五条で定める様式第一号（特定取引勘定設置証券会社にあつては様式第一号の二）に掲げる貸借対照表（以下「貸借対照表」という。）とあるのは「外国証券業者に関する省令第二十三条第一項の規定により作成される支店ごとの営業報告書中の貸借対照表（以下「支店ごとの貸借対照表」という。）と、同項第一号中「固定資産」とあるのは「固定資産（外

に掲げるもの

イ 貸借対照表及び損益計算書

ロ 各営業年度終了の日における次に掲げる事項

(1) 借入金の主要な借入先及び当該借入金額

(2) 保有する有価証券（特定取引勘定に属するものとして経理された有価証券を除く。）の取得価額、時価及び評価損益

(3) 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引及び証券取引法第二十八条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引（これら取引のうち特定取引勘定に属するものとして経理された取引を除く。）の契約価額、時価及び評価損益

四 支店の管理の状況に関する次に掲げる事項

イ 内部管理の状況の概要

ロ 法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十七条の規定により証券会社の固有財産と分別して保管される金銭又は有価証券の種類ごとの数量若しくは金額及び保管の状況

（その他の書類等の提出）

第三十三条 法第十六条第一項に規定する財務計算に関する書類は、利益金の処分又は損失金の処理に関する事項を記載した書類とする。

2 法第十六条第一項に規定する業務の概要を記載した書面は、第二十条第一項の規定により作成される営業報告書に準じて作成するものとする。ただし、本店の所在する国又は地域における法令又は一般的に受け入

国証券会社の支店が供託する営業保証金を除き、と、法とあるのは「証券取引法」と、同条第三項第一号口中「役員」とあるのは「支店の代表者、役員」と、法とあるのは「証券取引法」と、同項第二号中「役員」とあるのは「支店の代表者又は役員」と、同項第三号中「株式の数」とあるのは「株式の数又は出資の金額」と、「発行済株式の総数」とあるのは「発行済株式の総数又は出資の総額」と、同令第四条中「法」とあるのは「法第二十条において準用する証券取引法」と、同令第五条第一項第三号中「貸借対照表」とあるのは「支店ごとの貸借対照表」と、同令第九条中「証券会社に関する省令第五条で定める様式第一号（特定取引勘定設置証券会社にあつては様式第一号の二）に掲げる損益計算書」とあるのは「外国証券業者に関する省令第二十三条第一項の規定により作成される支店ごとの営業報告書中の損益計算書」と、同令第十条中「法」とあるのは「法第二十条において準用する証券取引法」と、同令第十一条第一項中「自己資本規制に関する報告書」とあるのは「支店ごとの自己資本規制に関する報告書」と、「当該証券会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下同じ。）に提出しなければならぬ。ただし、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）（第三十九条第四項の規定により金融監督庁長官が指定する証券会社）以下「本庁監理証券会社」という。）については、金融監督庁長官」とあるのは「金融監督庁長官」と、同条第二項中「自己資本規制に関する報告書」とあるのは「支店ごとの自己資本規制に関する報告書」と、

れられた慣行等に基づき業務の概要に関して株主等の縦覧に供するために作成した書類がある場合には、これに代えることができる。

第三十四条 法第十六条第二項に規定する業務又は財産の状況に関する書類は、特定法人等との取引状況について、証券会社に関する命令第三十二条第八号に規定する別紙様式第十二号に準じて作成しなければならぬ。

(証券取引責任準備金)

第三十五条 証券会社に関する命令第三十五条の規定は、法第十七条において準用する証券取引法第五十一条第一項の規定により積み立てる金額について準用する。この場合において、同令第三十五条各号中「営業年度」とあるのは、「事業年度」と読み替えるものとする。

2 証券会社に関する命令第三十六条の規定は、法第十七条において準用する証券取引法第五十一条第二項ただし書の規定による承認の申請について準用する。この場合において、同令第三十六条中「営業年度」とあるのは、「事業年度」と、「前条」とあるのは、「外国証券業者に関する命令第三十五条第一項において準用する証券会社に関する命令第三十五条」と、「第三十二条第一項に規定する別紙様式第二号（特定取引勘定設置証券会社にあつては別紙様式第二号の二）」とあるのは、「外国証券業者に関する命令第三十条第一項の規定により作成される営業報告書」と、「法第五十一条第二項」とあるのは、「外国証券業者に関する法律第十七条において準用する証券取引法第五十一条第二項」と読み替えるものとする。

当該証券会社の本店の所在地を管轄する財務局長に提出しなければならない。ただし、本庁監理証券会社については、金融監督庁長官」とあるのは、「金融監督庁長官」と読み替えるものとする。

(外務員登録等)

第二十五条 証券会社に関する省令第九条の規定は、法第二十二條において準用する証券取引法第六十二条第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項について準用する。この場合において、「商号」とあるのは「支店の名称」と、「役員」とあるのは「支店の代表者、役員」と読み替えるものとする。

2 証券会社に関する省令第十条の規定は、法第二十二條において準用する証券取引法第六十二条第三項に規定する登録申請書について準用する。

3 証券会社に関する省令第十一条の規定は、法第二十二條において準用する証券取引法第六十二条第四項に規定する総理府令・大蔵省令で定める書類について準用する。

4 証券会社に関する省令第十一条の二の規定は、令第十五條において準用する証券取引法施行令第十七条に規定する総理府令・大蔵省令で定める額について準用する。

(取引損失準備金及び証券取引責任準備金)

第二十六条 証券会社に関する省令第七条の規定は、法第二十三條において準用する証券取引法第五十七条第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において

(損失準備金)

第三十六条 法第十八条第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める率は、主たる支店において積み立てられた金額が令第六条又は第九条に規定する最低資本の額に達するまでは十分の一とする。

(資産の国内保有)

第三十七条 令第十六条第二項第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券で国内における募集又は売出しに係るものとする。

一 令第十六条第二項第二号に規定する株券を発行する国内の会社の債券

二 証券取引法第二条第一項第五号、第七号、第七号の二又は第七号の

三に掲げる有価証券

三 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資証券

四 証券取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号又は第二号に掲げるものの性質を有する有価証券

2 令第十六条第二項第五号に規定する総理府令・大蔵省令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一 国内の証券取引所又は国内の証券業協会に対する預け金

二 国内にある者に対する差入保証金

三 その他金融監督庁長官が適当と認める資産

(自己資本規制比率)

て、「営業年度」とあるのは、「事業年度」と、「未処分利益の額」とあるのは、「当該支店の営業に係る利益の額」と読み替えるものとする。

2 証券会社に関する省令第八条の規定は、法第二十三条において準用する証券取引法第五十九条第一項の規定により積み立てる金額について準用する。この場合において、「営業年度」とあるのは、「事業年度」と読み替えるものとする。

(損失準備金)

第二十七条 法第二十四条第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める率は、当該支店において積み立てられた金額が令第六条第一項に規定する最低資本の額に達するまでは十分の一とする。

(資産の国内保有)

第二十八条 令第十六条第二項第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券で国内における募集又は売出しに係るものとする。

一 令第十六条第二項第二号に規定する株券を発行する国内の会社の債券

二 証券取引法第二条第一項第五号又は第七号に掲げる有価証券

三 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資証券

四 証券取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号又は第二号に掲げるものの性質を有する有価証券

2 令第十六条第二項第五号に規定する総理府令・大蔵省令で定める資産

第三十八条 証券会社の自己資本規制に関する省令（平成四年大蔵省令第六十七号）は、法第二十条において準用する証券取引法第五十二条に規定する外国証券会社の自己資本規制について、同令第十三条の規定を除き、準用する。この場合において、同令第一条第二項各号列記以外の部分中「法第五十三条第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社（以下「特定取引勘定設置証券会社」という。）」とあるのは「証券取引法第五十三条に規定する特定取引勘定と同種類の勘定を設けた外国証券会社（以下「特定取引勘定設置外国証券会社」という。）」と、同項第一号中「法」とあるのは「証券取引法」と、同項第三号中「法第五十三条の規定に基づき」とあるのは「外国証券業者に関する省令（平成十年総理府令・大蔵省令第三十七号）第十六条第四項の規定に基づき」と、同令第二条各号列記以外の部分中「法」とあるのは「外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二十条において準用する証券取引法」と、同条第一号中「資本金」とあるのは「持込資本金」と、同条第二号中「法定準備金」とあるのは「損失準備金」と、同条第五号中「法」とあるのは「外国証券業者に関する法律第二十号において準用する証券取引法」と、同条第五号中「特定取引勘定設置証券会社以外の証券会社」とあるのは「特定取引勘定設置外国証券会社以外の外国証券会社」と、同令第三条第一項各号列記以外の部分中「法」とあるのは「外国証券業者に関する法律第二十号において準用する証券取引法」と、「証券会社に関する命令（平成十年総理府令・大蔵省令第三十二号）（第三十二条第一項で定める別紙様式第一号）（特定取引勘定設置証券会

は、次に掲げる資産とする。

- 一 国内の証券取引所又は国内の証券業協会に対する預け金
- 二 国内にある者に対する差入保証金
- 三 その他金融監督庁長官及び大蔵大臣が適当と認める資産（業務に関する書類の作成）

第二十九条 証券会社に関する省令第十三条第一項から第四項までの規定は、法第二十六条において準用する証券取引法第百八十八条の規定により外国証券会社の支店が作成しなければならない書類について準用する。この場合において、同令第十三条第三項中「別表第九」とあるのは「別表第九（同表上欄の区分八に応じた部分を除く。）」と、「法第五十六条の認可を受けた証券会社」とあるのは「外国証券業者に関する省令第十八条第四項に規定する特定取引勘定設置外国証券会社」と、同条第四項中「別表第十」とあるのは「別表第十（同表上欄の区分一から三までに応じた部分を除く。）」と読み替えるものとする。

（仲介申立書の提出先）

第三十条 法第二十七条において準用する証券取引法第百七十三条の規定による書面は、当該書面による申立てに係る争いの相手方の住所地（当該支店の住所地。以下同じ。）を管轄する財務局長（当該住所地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、福岡財務支局長。次項において同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の規定により書面を財務局長に提出するときは、当該書面による申立てに係る争いの相手方の住所地が財務事務所、小樽出張所又は北見

社にあつては別紙様式第二号の二)に掲げる貸借対照表」とあるのは、「外国証券業者に関する命令第三十条第一項の規定により作成される営業報告書中の貸借対照表」と、同項第一号中「法」とあるのは、「証券取引法」と、同条第三項第一号口中「役員」とあるのは、「国内における代表者、役員」と、「法」とあるのは、「証券取引法」と、同項第二号中「役員」とあるのは、「国内における代表者又は役員」と、同項第三号中「株式の数」とあるのは、「株式の数又は出資の金額」と、「発行済株式の総数」とあるのは、「発行済株式の総数又は出資の総額」と、同条第四号中「法」とあるのは、「外国証券業者に関する法律第二十條において準用する証券取引法」と、同条第八号第四項中「法第二十九條第一項第一号」とあるのは、「外国証券業者に関する法律第七條第一項第一号」と、「法第二條第八項第三号の二」とあるのは、「証券取引法第二條第八項第三号の二」と、同条第九号中「証券会社に関する命令第三十二條第一項で定める別紙様式第二号(特定取引勘定設置証券会社にあつては様式第二号の二)」と、同条第九号中「証券会社に関する命令第三十二條第一項で定める別紙様式第二号(特定取引勘定設置証券会社にあつては様式第二号の二)」に掲げる」とあるのは、「外国証券業者に関する命令第三十條第一項の規定により作成される営業報告書中の」と、同条第十條から第十二條までの規定中「法第五十二條」とあるのは、「外国証券業者に関する法律第二十條において準用する証券取引法第五十二條」と読み替えるものとする。

(業務に関する書類の作成)

第三十九條 証券会社に関する命令第六十條第一項から第四項までの規定は、法第二十一條において準用する証券取引法第百八十八條に規定する

出張所の管轄区域内にある場合には当該財務事務所長又は出張所長を経由して提出しなければならない。

(旅費その他の費用の請求)

第三十一條 証券会社に関する省令第十四條の規定は、法第二十九條第三項において準用する証券取引法第百九十一條の規定に基づき参考人又は鑑定人が旅費その他の費用を請求する場合について準用する。

(証券関連業務のための施設の届出等)

第三十二條 法第三十一條第一項に規定する証券業と密接な関係を有する業務を営む者で総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 証券投資信託(証券投資信託法(昭和二十六年法律第百九十八号)第二條第一項に規定する証券投資信託をいう。)の委託者と同種類の業務を営む者

二 信託会社の営む業務と同種類の業務を営む者

2 法第三十一條第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、次に掲げるもの(外国証券業者が個人である場合には、第四号及び第五号に掲げる事項を除く。)とする。

一 商号又は氏名

二 本店又は主たる事務所の所在の場所

三 業務の内容

四 資本の額又は出資の総額

五 代表権を有する役員の役職名及び氏名

書類について準用する。この場合において、同令第六十条第四項第三号中「営業所」とあるのは、「支店」と読み替えるものとする。

(届出を要する会社)

第四十条 法第二十二條第一項第四号及び第五号に規定する総理府令・大蔵省令で定める会社は、外国において銀行、信託会社その他証券取引法施行令第一条の九各号に掲げる金融機関が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券業を営む外国の会社及び外国の持株会社(銀行、信託会社若しくは証券取引法施行令第一条の九各号に掲げる金融機関又は証券会社(外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社を含む。))の過半数の株式(発行済株式)議決権のあるものに限る。()の総数に百分の五十を乗じて得た数を超える株式(議決権のあるものに限る。)(をいう。次項において同じ。)(又は過半数の出資(出資(議決権のあるものに限る。))の総額に百分の五十を乗じて得た額を超える出資をいう。次項において同じ。)(を所有する会社をいう。次項において同じ。)(とする。

2 前項において、外国の持株会社の過半数の株式又は過半数の出資を所
有する会社も外国の持株会社とみなす。

(届出事項)

第四十一条 法第二十二條第一項第十号に規定する総理府令・大蔵省令で定める場合は、次の場合とする。

- 一 法第三条第一項の登録を受けた支店が営業を開始した場合
- 二 法第六条第一号、第二号(同号に規定する政令で定める者に該当す

六 国内に設置しようとする施設に関する次の事項

- イ 名称
- ロ 代表者の氏名及び国内の住所
- ハ 設置しようとする理由
- ニ 従業員数

(標準処理期間)

第三十三条 内閣総理大臣又は金融監督庁長官は、法、令又はこの省令の規定による免許、許可、認可又は承認に関する申請(予備審査に係るものを除く。)(がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするように努めるものとする。ただし、当該期間には、次の各号に掲げる期間を含まないものとする。

- 一 当該申請を補正するために要する期間
- 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
- 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

別表第一

認可事項	記載事項	添付書類
支店の名称の変更	<ul style="list-style-type: none"> 一 新名称 二 旧名称 三 変更予定年月日 	<ul style="list-style-type: none"> 一 定款(原文及び訳文) 二 申請者の属する企業

- ることとなつたときを含む。) から第五号まで、第七号(同号に規定する外国証券法令の規定に係る部分に限る。)又は第八号に規定する者に該当することとなつた場合
- 三 役員が証券取引法第二十八条の四第九号イからへのいずれかに該当することとなつた事実を知つた場合
- 四 純財産額が資本の額に満たなくなつた場合(第二号の規定に該当する場合を除く。)
- 五 他の法人その他の団体が特定法人等に該当し又はしなくなつた場合(法第二十二條第一項第四号から第六号までに掲げる場合に該当することとなつたときを除く。)
- 六 外国証券法令の規定(法第六條第七号に規定する外国証券法令の規定をいう。)(に基づき行政庁の不利益処分を受けた場合(第一号の規定に該当する場合を除く。))
- 七 登記を要する事項について変更又は消滅の登記を行った場合(法第十二條第一項の規定により届出を行う場合を除く。)
- 八 主要株主に異動があつた場合
- 九 役員に法令又は諸規則に反する行為(次号において「事故等」という。)(があつたことを知つた場合(事故等が第二十四條第十二項において準用する行為規制等命令第五條第二号から第四号までに規定する行為が過失による場合は除く。))
- 十 前号の規定に基づき届出をした事故等の詳細が判明した場合
- 十一 訴訟若しくは調停の当事者となつた場合又は当該訴訟若しくは調

	<p>四 変更の理由</p>	<p>集團の組織図</p> <p>三 当該変更を決議した取締役会議事録の写し(原文及び訳文)</p>
<p>業務の方法の変更</p>	<p>一 変更の内容</p> <p>二 変更予定年月日</p> <p>三 変更の理由</p>	<p>一 変更後の業務方法書全文</p> <p>二 該当条項の新旧対照表</p>
<p>支店の位置の変更</p>	<p>一 支店の名称</p> <p>二 変更後及び変更前の所在の場所</p> <p>三 営業開始予定年月日</p> <p>四 変更の理由</p>	<p>一 申請に係る支店の構造、規模、人員等を記載した書面及び平面図</p> <p>二 変更後及び変更前の支店の所在の場所を明らかにした略図</p> <p>三 所要資金及びその調達方法を記載した書面</p> <p>四 支店の位置変更が申請者の財産及び収支状況に及ぼす影響を記載した書面(純財産額、</p>

停が終結した場合

- 2 法第二十二條第一項の規定による届出を行う外国証券会社は、別表第二上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を提出しなければならない。

- 3 証券会社に関する命令第四十六條第三項の規定は、外国証券会社の国内における代表者又は支店に駐在する役員について準用する。この場合において、「当該証券会社の法第三十二條第五項に規定する親法人等」とあるのは、「当該外国証券会社の特定法人等」と、「法第五十四條第一項」とあるのは、「外国証券業者に関する法律第二十二條第一項」と読み替えるものとする。

(過半数の株式又は過半数の出資の所有の判定)
第四十二條 法第二十二條第一項に規定する過半数の株式又は過半数の出資の所有の判定に当たつて、所有する株式又は出資には、他人の名義によつて所有する株式又は出資を含むものとする。

(証券業の廃止等の届出)

第四十三條 証券会社に関する命令第四十八條の規定は、法第二十三條第一項の規定による届出について準用する。

(証券業の廃止等の公告等)

第四十四條 法第二十三條第三項の規定による公告は、官報又は法第十五條第四項に規定する日刊新聞紙により行うものとする。

2 法第二十三條第三項の規定による公告及び支店での掲示には、同條第五項に規定する顧客取引の結了の方法並びに証券業に関し顧客から預託

支店の営業の全部若しくは一部の譲渡又は譲受け	一 営業の譲渡又は譲受けの相手方の名称 二 営業の譲渡又は譲受けの予定年月日 三 営業の譲渡又は譲受けの方法 四 営業の譲渡又は譲受けの理由	一 営業の譲渡又は譲受けの契約書(原文及び訳文) 二 営業の譲渡又は譲受けを決議した株主総会議事録の写し(原文及び訳文) 三 営業の譲渡又は譲受けの当事者の最近の貸借対照表 四 営業の譲渡又は譲受けの後存続する支店の申請時を含む三営業年度の収支の見込みを記載した書面 五 営業の譲渡又は譲受けの手續を記載した書	經常収支及び自己資本の状況等につき、支店の位置変更による変動を説明したもの)
------------------------	---	---	--

を受けた財産及びその計算において当該外国証券会社が占有する財産の返還の方法を示すものとする。

3 法第二十三条第四項に規定する届出書には次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 商号
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 該当事由
- 四 該当事由の発生予定年月日

4 前項の届出書には、第二項に規定する方法を記載した書面を添付するものとする。

(監督上の処分の公告)

第四十五条 法第二十七条各号に掲げる処分を行った場合の公告は、官報によるものとする。

(外務員登録等)

第四十六条 証券会社に関する命令第五十二条の規定は、法第三十二条において準用する証券取引法第六十四条第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項について準用する。この場合において、同令第五十二条第二号中「営業所」とあるのは「支店」と、「役員」とあるのは「国内における代表者、支店に駐在する役員（取締役及び監査役又はこれらに類する役員にある者をいう。）」と、「法第六十四条の五第一項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第三十二条において準用する証券取引法第六十四条の五第一項」と読み替えるものとする。

記載事項	添付書類
証券業の廃止（一部の種類の免許に係る業務の廃止を含む。）	一 廃止の決議の内容 二 廃止予定年月日 三 廃止の理由 一 証券業の廃止を決議した株主総会議事録の写し（原文及び訳文） 二 証券業の廃止を決議した取締役会議事録の写し（原文及び訳文） 三 最近の日計表 四 顧客に対する債権債務を記載した書面 五 清算の方法及び清算の手續を記載した書面（一部の種類の免許に係る業務の廃止の場合には、当該業務の結了の方法及び手續を記載した書面）

別表第二

- 2 証券会社に関する命令第五十四条の規定は、法第三十二条において準用する証券取引法第六十四条第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める場所について準用する。この場合において、同令第五十四条中「法第六十四条の七第一項」とあるのは、「証券取引法第六十四条の七第一項」と読み替えるものとする。
- 3 証券会社に関する命令第五十五条の規定は、法第三十二条において準用する証券取引法第六十四条第三項に規定する登録申請書について準用する。
- 4 証券会社に関する命令第五十六条の規定は、法第三十二条において準用する証券取引法第六十四条第四項に規定する総理府令・大蔵省令で定める書類について準用する。この場合において、同令第五十六条中「法第六十四条の二第一項各号」とあるのは、「外国証券業者に関する法律第三十二条において準用する証券取引法第六十四条の二第一項各号」と読み替えるものとする。
- 5 証券会社に関する命令第五十七条の規定は、法第三十二条において準用する証券取引法第六十四条の四の規定による届出について準用する。
- 6 証券会社に関する命令第五十八条の規定は、法第三十二条において準用する証券取引法第六十四条の四第三号の規定による届出を行う外国証券会社について準用する。この場合において、同令第五十九条中「法第六十四条の五第一項第二号」とあるのは、「外国証券業者に関する法律第三十二条において準用する証券取引法第六十四条の五第一項第二号」と、「法第五十四条第一項」とあるのは、「外国証券業者に関する法律第二

別表第三

<ol style="list-style-type: none"> 一 支店の名称 二 現在及び復帰予定の所在の場所 三 復帰予定年月日 四 復帰遅延の理由 	<ol style="list-style-type: none"> 一 申請に係る支店の構造、規模、人員等を記載した書面及び平面図 二 現在及び復帰後の支店の所在の場所を明らかにした略図 三 所要資金及びその調達方法を記載した書面 四 支店の位置変更が申請者の財産及び収支状況に及ぼす影響を記載した書面（純財産額、経常収支及び自己資本の状況等につき、支店の位置変更による変動を説明したもの） 	
届出事項	記載事項	添付書類
商号の変更	<ol style="list-style-type: none"> 一 変更後及び変更前の商号 二 変更した商号で営業開始年月日 	<ol style="list-style-type: none"> 一 会社登記簿抄本 二 当該変更を決議した取締役会議事録の写し（原文及び訳文）

「十二条第一項」と読み替えるものとする。

7 証券会社に関する命令第五十九条の規定は、令第十九条において準用する証券取引法施行令第十七条に規定する総理府令・大蔵省令で定める額について準用する。

(旅費その他の費用の請求)

第四十七条 証券会社に関する命令第六十一条の規定は、法第三十六条第三項において準用する証券取引法第百九十一条の規定に基づき参考人又は鑑定人が旅費その他の費用を請求する場合について準用する。

(証券関連業務のための施設の届出等)

第四十八条 法第三十八条第一項に規定する証券業と密接な関係を有する業務を営む者で総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 証券投資信託（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第一項に規定する証券投資信託をいう。）の委託者と同種類の業務を営む者

二 信託会社の営む業務と同種類の業務を営む者

2 法第三十八条第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、次に掲げるもの（外国証券業者が個人である場合には、第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）とする。

- 一 商号又は氏名
- 二 本店又は主たる事務所の所在の場所
- 三 業務の内容

本店の所在の場所の変更	三 変更の理由	一 会社登記簿抄本 二 当該変更を決議した取締役会議事録の写し (原文及び訳文)
資本の額の変更	一 変更後及び変更前の所在の場所 二 変更した所在の場所での営業開始年月日 三 変更の理由	一 会社登記簿抄本 二 変更後の主要株主の氏名又は名称及びその所有株式数 三 当該変更を決議した取締役会議事録の写し (原文及び訳文)
役員名	一 現在の資本の額 二 変更後の資本の額 三 変更予定年月日 四 変更の方法 五 変更の理由	一 会社登記簿抄本 二 履歴書（原文及び訳文）
役員名及び氏名	一 役員の氏名、役職名及び代表権の有無	一 会社登記簿抄本 二 履歴書（原文及び訳文）

四 資本の額又は出資の総額	五 代表権を有する役員役職名及び氏名	六 国内に設置しようとする施設に関する次の事項	イ 名称	ロ 代表者の氏名及び国内の住所	ハ 設置しようとする理由	二 従業員数	3 法第三十八条第一項又は第三項の規定による届出書の提出先は、金融監督庁長官とする。 (申請書等の提出先等)	第四十九条 法第八条第一項の認可申請書、法第十五条第一項の営業報告書その他この命令の規定により外国証券会社が金融監督庁長官等に提出する書類(第三項において「申請書等」という。)の提出先は、令第二十一条第二項の規定により金融監督庁長官が指定する外国証券会社にあつては金融監督庁長官、その他の外国証券会社にあつては、当該外国証券会社が現に受けている登録をした財務局長又は福岡財務支局長とする。	2 法第三十二条において準用する証券取引法第六十四条第二項の登録申請書並びに第四十六条第五項において準用する証券会社に関する命令第五十七条第一項及び第二項の規定による届出書の提出先は、登録を受けようとする者又は現に登録を受けている外務員の所属する外国証券会社の支店の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長(証券取引法第
---------------	--------------------	-------------------------	------	-----------------	--------------	--------	---	--	---

支店の代表者の氏名及び国内の住所の変更	二 就任又は退任年月日	三 住民票の抄本又はこれに代わる書面 四 法第六条第七号イからニまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面(原文及び訳文)
	一 変更後及び変更前の氏名及び住所 二 変更予定年月日 三 変更の理由	一 会社登記簿謄本 二 当該代表者の変更を決議した取締役会議事録証明書(原文及び訳文) 三 履歴書(原文及び訳文) 四 法第六条第七号イからニまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面(原文及び訳文)

六十四条の七第一項の規定により同項に規定する登録事務を証券業協会に行わせる場合の提出先は、当該証券業協会」とする。

3 外国証券会社が申請書等を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする場合において、当該外国証券会社の主たる支店の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該外国証券会社は、当該申請書等及びその写し一通を財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を経由して提出しなければならない。

4 第二十四条第一項において準用する証券会社に関する命令第十四条第一項の規定により外国証券会社の国内における代表者又は支店に駐在する役員が提出する届出書及び第四十二条に規定する届出書の提出先については、第一項及び前項に定めるところに準ずるものとする。

(標準処理期間)

第五十条 金融監督庁長官等は、次の各号に掲げる登録又は認可、許可、承認若しくは確認に関する申請があった場合は、その申請が事務所に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をすよう努めるものとする。

- 一 法第四条の登録及び法第七条第一項の認可 二月
- 二 法第十二条第四項の認可、法第十三条第一項の許可、法第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条第四項の承認及び同法第四十二条の二第三項の確認 一月

2 前項の期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

- 一 当該申請を補正するために要する期間

		<p>(住所のみの変更の場合は一のみ)</p>
<p>本店及び当該支店以外の営業所の名称又は所在の場所の変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 変更後又は変更前の名称又は所在の場所 二 変更予定年月日 三 変更の理由 	<ul style="list-style-type: none"> 一 会社登記簿抄本 二 当該変更を決議した取締役会議事録の写し (原文及び訳文)
<p>定款又は業務の方法 (支店に係るものを除く。)の変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 変更の内容 二 変更予定年月日 三 変更の理由 	<ul style="list-style-type: none"> 一 変更後の定款又は業務方法書全文 (原文及び訳文) 二 当該条項の新旧対照表 三 当該変更を決議した株主総会議事録の写し (原文及び訳文) <p>(業務の方法の変更のみの場合を除く。)</p>
<p>合併又は営業の全部若しくは一部の譲渡</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 合併等の相手方の名称 	<ul style="list-style-type: none"> 一 契約書等届出に係る事項を証明する書類の

- 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
- 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

附則

第一条 この命令は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（以下「金融システム改革法」という。）の施行の日（平成十年十二月一日）から施行する。

第二条 この命令の施行前に金融システム改革法第三条の規定による改正前の外国証券業者に関する法律（以下「旧外国証券業者法」という。）第十七条第一項において準用する金融システム改革法第一条の規定による改正前の証券取引法（以下「旧証券取引法」という。）第四十七条の二に規定する書面を交付している場合には、当該書面を交付した日において金融システム改革法第三条の規定による改正後の外国証券業者に関する法律（以下「新外国証券業者法」という。）第十四条第一項において準用する金融システム改革法第一条の規定による改正後の証券取引法（以下「新証券取引法」という。）第四十条に規定する書面を交付したものとのみなし、この命令による改正後の外国証券業者に関する命令（以下「新外国証券業者命令」という。）第二十四条第九項において準用する新証券取引法及び金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（以下「金融システム改革法整備政令」という。）第一条の規定による改正後の証券取引法施行令（昭和四十六年政令第三百二十一号。以下「新証券取引法施行令

若しくは譲受け（以下「合併等」という。）（支店のみに係るものを除く。）	二 合併等の予定年月日 三 合併等の方法 四 合併等の理由	写し（原文及び訳文） 二 合併等を決議した取締役会議事録の写し（原文及び訳文）
解散又は証券業の全部若しくは一部の廃止（支店のみに係るものを除く。）	一 解散又は廃止の決議の内容 二 解散又は廃止の予定年月日 三 解散又は廃止の理由	解散又は廃止を決議した取締役会議事録の写し（原文及び訳文）
法第六条第五号に該当することとなったとき	一 違反した法令の規定 二 刑の確定年月日及び罰金の額	確定判決書の写し（外国の法令による刑の場合は、これに類する書類（原文及び訳文）
法第六条第六号に該当することとなったとき	一 取消に係る法令の規定 二 取消しの年月日	免許の取消しに関する書類
法第六条第七号イに	一 該当者氏名	破産宣告書の写し（外国

「という。）」の規定に基づく証券会社に関する命令（以下「新証券会社命令」という。）第二十八条第三項本文の規定を適用する。

第三条 新外国証券業者命令第三十五条第二項において準用する新証券会社命令第三十六条の規定にかかわらず、平成九年一月一日から十二月三十一日までの間における事業年度終了の日における証券取引責任準備金の金額のうち無税積立分がある場合において、これを取りくずして新外国証券業者命令第三十条第一項の規定により作成される営業報告書に定める損益計算書の科目の特別利益に計上するときは、新外国証券業者法第十七条において準用する新証券取引法第五十一条第二項ただし書の規定による証券取引責任準備金の使用の承認を受けたものとみなす。

第四条 この命令の施行の日前にされたこの命令による改正前の外国証券業者に関する省令第二十九条において準用する旧証券取引法及び金融システム改革法整備政令第一条の規定による改正前の証券取引法施行令（以下「旧証券取引法施行令」という。）の規定に基づく改正前の証券会社に關する省令（昭和四十年大蔵省令第五十二号）第十三条第一項ただし書の承認は、新外国証券業者命令第二十九条において準用する新証券会社命令第六十条第三項の承認とみなす。

第五条 この命令の施行の日前に旧外国証券業者法第八条第一項の規定により供託した営業保証金は、新外国証券業者命令第三十八条の規定により準用する新証券取引法及び新証券取引法施行令の規定に基づく改正後の証券会社の自己資本規制に関する省令（平成四年大蔵省令第六十七号）（第三条第一項第一号に規定する固定資産から除くものとする。）

<p>該当することとなつたとき</p>	<p>二 破産宣告年月日</p>	<p>の法令による場合は、これに類する書類（原文及び訳文）</p>
<p>法第六条第七号ロに該当することとなつたとき</p>	<p>一 該当者氏名 二 刑の確定年月日及び刑の種類</p>	<p>確定判決書の写し（外国の法令による刑の場合は、これに類する書類（原文及び訳文））</p>
<p>法第六条第七号ハに該当することとなつたとき</p>	<p>一 該当者氏名 二 該当することとなつた年月日 三 免許取消しに係る該当規定 四 該当することとなつた理由</p>	<p>一 免許の取消しに関する書類 二 履歴書（原文及び訳文）</p>
<p>法第六条第七号ニに該当することとなつたとき</p>	<p>一 該当者氏名 二 解任命令年月日 三 解任決議の年月日</p>	<p>解任を決議した株主総会議事録の写し（原文及び訳文）</p>

別表第一（第二十一条関係）

届出事項	記載事項	添付書類
商号の変更	一 新商号 二 旧商号 三 変更年月日	一 変更後の定款 二 当該変更を決議した取締役会の議事録の写し（原文及び訳文）
本店の所在の場所の変更	一 変更後の所在の場所 二 変更前の所在の場所 三 変更年月日	一 会社登記簿抄本 二 当該変更を決議した取締役会の議事録の写し（原文及び訳文）
資本の額の変更	一 変更前の資本の額 二 変更後の資本の額 三 変更年月日 四 変更の方法 五 変更の理由	一 定款（原文及び訳文） 二 変更後の主要株主の氏名又は名称及びその所有株式数 三 当該変更を決議した取締役会の議事録の写
本店又は支店における営業の休止又は再開	一 本店又は支店名 二 休止の期間又は再開の年月日 三 休止又は再開の理由	休止期間中における対顧客事務の処理方法を記載した書面（営業の再開の場合は除く。）
本店が銀行、信託その他の金融機関、外国の金融機関、外国の証券会社又は外国の持株会社等の過半数の株式を所有することとなったとき	一 所有した相手方の名称 二 相手方の資本の額（発行済株式の総数又は出資の総額） 三 相手方の主要株主 四 相手方の業務内容 五 所有する株式等の比率 六 所有することとなった年月日 七 所有すること	一 所有の相手方の業務の概要を記載した書類 二 当該本店及びその主要株主等の所有株式数並びにその合計を記載した書類

	<p>持込資本金の額の変更</p>	<p>役員^レの役職名及び氏名</p>
	<p>一 変更後の持込資本金の額 二 変更前の持込資本金の額 三 変更年月日</p>	<p>一 変更のあった役員^レの氏名、役職名及び代表権の有無 二 就任又は退任年月日</p>
<p>し（原文及び訳文） 四 資本の額の変更による純財産額の変動を記載した書面</p>	<p>持込資本金の額の変更に よる自己資本規制比率の 変動を記載した書面</p>	<p>一 会社登記簿抄本 二 履歴書（原文及び訳文）（以下新任の場合のみ。） 三 住民票の抄本又はこれに代わる書面（支店に駐在する役員の場合のみ。） 四 証券取引法第二十八条の四第九号イからヘまでのいずれにも該当</p>
	<p>過半数の株式等を所有している銀行、信託その他の金融機関、外国の金融機関、外国の証券会社又は外国の持株会社等が合併、解散、業務廃止をしたとき</p>	<p>過半数の株式等を所有している銀行、信託その他の金融機関、外国の金融機関、外国の証券会社又は外国の持株会社等が合併、解散、業務廃止をしたとき</p>
<p>なつた経緯</p>	<p>一 過半数の株式又は過半数の出資を所有しなくなった相手方 二 過半数の株式又は過半数の出資を所有しなくなった年月日 三 過半数の株式又は過半数の出資を所有しなくなった理由</p>	<p>一 合併、解散又は業務廃止の決議の内容 二 合併、解散又は業務廃止の予定年月日 三 合併の場合はそ</p>
		<p>一 合併、解散又は業務廃止を決議した株主総会議事録の写し（原文及び訳文）（合併の場合）は合併契約書（原文及び訳文）を併せて添付する。</p>

	支店の設置	<p>しない者であることを誓約する書面（原文及び訳文）</p>
	<p>一 設置した支店の名称 二 所在の場所 三 営業開始年月日</p>	<p>一 申請に係る支店の組織及び人員配置 二 支店の設置による純財産額及び自己資本規制比率の変動を記載した書面</p>
支店の名称の変更	<p>一 新名称 二 旧名称 三 変更年月日</p>	<p>一 定款（原文及び訳文） 二 当該変更を決議した取締役会の議事録の写し（原文及び訳文）</p>
支店の所在の場所の変更	<p>一 位置の変更をした支店の名称 二 変更後の所在の場所 三 変更前の所在の場所</p>	<p>所在の場所の変更による純財産額及び自己資本規制比率の変動を記載した書面</p>

止をしたとき	<p>の相手方及びその方法 四 合併、解散又は業務廃止の理由</p>	<p>二 最近の日計表（合併の場合は、当事者の最近の貸借対照表） 三 解散又は業務廃止の場合、清算の方法及び手続を記載した書類</p>
<p>本店の過半数の株式又は他の一の法人その他の団体によって所有されることとなったとき</p>	<p>一 当該法人等の名称 二 当該法人等によって所有される株式等の比率 三 所有されることとなった年月日 四 当該法人等が過半数の株式等を所有することとなった経緯</p>	<p>一 当該法人等の業務の概要を記載した書類 二 当該法人等及びその主要株主等の所有株式数並びにその合計を記載した書類</p>
支店が営業を開始したとき	<p>一 免許又は認可年月日 二 免許の場合、免</p>	なし

	支店の廃止	国内における代表者の氏名及び国内の住所の変更
場所 三 変更年月日	一 廃止した支店の名称 二 所在した場所 三 廃止年月日	一 変更後の氏名及び国内の住所 二 変更前の氏名及び国内の住所 二 変更年月日
	支店の廃止に伴う顧客勘定の処理の内容を記載した書面	一 会社登記簿抄本 二 当該代表者の変更を決議した取締役会の議事録証明書（原文及び訳文） 三 履歴書（原文及び訳文） 四 住民票の抄本又はこれに代わる書面 五 証券取引法第二十八条の四第九号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面（原文及び

許の種類及び免許番号 二 営業開始年月日	法第六条第三号に規定する不適格業務を営む者に該当することとなったとき 一 届出に係る不適格条項の該当規定 二 該当することとなった年月日 三 該当することとなった理由	令第五号に規定する不適格緩和条項に該当しなくなったとき 一 該当し又はしなくなった不適格緩和条項の該当規定 二 該当し又はしなくなった年月日 三 該当し又はしなくなった理由	他の法人その他の団体が法第十七条第一項において準用する
一 主要株主の氏名及び所有株式数 二 会社登記簿抄本 三 履歴書	会社の業務の内容、規模等を記載した書類	該当し又は該当しなくなった法人等に関する書類	該当し又は該当しなくなった法人等の名称

	国内で営む業務の変更	投資者保護基金又は証券業協会若しくは証券取引所に加入したとき	加入する投資者保護基金又は証券業協会若しくは証券取引所の変更
	一 変更後の業務の種類 二 変更前の業務の種類 三 変更年月日	加入した投資者保護基金、証券業協会又は証券取引所の名称	一 新たに加入した投資者保護基金又は証券業協会若しくは証券取引所の名称 二 脱退した投資者保護基金又は証券
び訳文) (住所のみの変更の場合 は一のみ)		当該加入を決議した取締役会の議事録の写し(原文及び訳文)	当該変更を決議した取締役会の議事録の写し(原文及び訳文)

証券取引法第四十二条第一項に規定する特定法人等に該当し又はしなくなったとき	金利先渡取引業務を開始しようとするとき	兼業業務を廃止したとき	行政庁の不利益処分を受けたとき
二 該当し又はしなくなった法令の該当規定 三 該当し又はしなくなった年月日 四 該当し又はしなくなった理由	業務開始年月日	一 届出に係る兼業業務の名称 二 業務廃止年月日 三 廃止理由	一 届出に係る不利益処分の該当規定 二 当該不利益処分
なし	なし	一 定款(原文及び訳文) 二 当該業務の残務の結了等に関する書類	不利益処分に関する書類

業協会若しくは証券取引所の名称	業務の内容又は方法の変更	損失の危険の管理方法又は管理体制の変更	業務分掌の方法の変更	分別保管の方法の変更	その他業務を開始した場合
三 変更の理由	一 変更の内容 二 変更年月日 三 変更の理由	一 変更の内容 二 変更年月日 三 変更の理由	一 変更の内容 二 変更年月日 三 変更の理由	一 変更の内容 二 変更年月日 三 変更の理由	一 開始したその他業務の種類
	変更後の業務の内容及び方法を記載した書類	変更後の損失の危険の管理方法又は管理体制を記載した書類	変更後の業務分掌の方法を記載した書類	変更後の分別保管の方法を記載した書類	一 当該業務の方法を記載した書類

第十七条の二第一項 第一号に規定する支店の位置の変更をしたとき	の内容	
一 支店の名称 二 変更後及び変更前（復帰後）の所在の場所 三 変更した支店での営業開始年月日 四 復帰後の支店での営業開始予定年月日 五 仮支店で営業を行う期間 六 変更の理由	一 届出に係る支店の構造、規模、人員等を記載した書面及び平面図 二 変更後及び変更前（復帰後）の支店の所在の場所を明らかにした略図 三 所要資金及びその調達方法を記載した書面 四 支店の位置変更が届出者の財産及び収支状況に及ぼす影響を記載した書面（純財産額、経常収支及び自己資本の状況等につき、支店の位置変更による変動を説明したもの）	五 原位置への復帰が二

	二 業務開始年月日 三 その他業務を開始した理由	二 当該業務の損失の危険の管理方法を記載した書類 三 当該業務を行う部署の名称及び配置人員を記載した書面
その他業務の廃止	一 廃止したその他業務の種類 二 廃止年月日 三 廃止の理由	当該業務の廃止に伴う顧客勘定の処理の方法を記載した書面

別表第二（第四十一条関係）

届出事項	記載事項	添付書類
本店又は主たる支店において営業を休止し、又は再開したとき	一 本店又は支店名 二 休止の期間又は再開の年月日 三 休止又は再開の理由	休止期間中における顧客事務の処理方法を記載した書面（再開の場合は除く。）

	一 支店の名称 二 復帰後及び復帰前の所在の場所 三 営業開始年月日 四 仮支店での営業期間	年以内に行われることを明らかにした書面（増改築の場合には増改築後の支店の構造、規模、人員等を記載した書面及び平面図を併せて添付する。）
第十七条の二第一項第一号に規定する支店の位置の変更をしたとき		一 届出に係る支店の構造、規模、人員等を記載した書面及び平面図 二 復帰後及び復帰前の支店の所在の場所を明らかにした略図 三 所要資金及びその調達方法を記載した書面 四 支店の位置変更が届出者の財産及び収支状況に及ぼす影響を記載した書面（純財産額、経常収支及び自己資本の状況等につき、支店

<p>本店において法第七 条第一項の認可と同 種類の業務の営業を 廃止し、又はすべて の支店における当該 認可に係る業務を廃 止したとき</p>	<p>一 本店又は支店名 二 廃止した業務の 種類 三 廃止年月日 四 廃止の理由</p>	<p>廃止した業務に係る顧客 勘定の処理の方法を記載 した書面</p>
<p>合併又は営業の重要 な一部の譲渡若しく は営業の全部若しく は重要な一部の譲受 け(以下「合併等」 という。)をしたと き</p>	<p>一 合併等の決議の 内容 二 合併等の相手方 三 合併等の年月日 四 合併等の方法 五 合併等の理由</p>	<p>一 契約書等届出に係る 事項を証する書類の写 し(原文及び訳文) 二 合併等を決議した取 締役会議事録の写し(原 文及び訳文) 三 当事者の最近の貸借 対照表 四 合併等の後の純財産 額及び自己資本規制比 率を記載した書面 五 顧客勘定の処理方法 を記載した書面 六 合併の手続を記載し</p>

<p>登記を要する事項に ついて変更又は消滅 の登記を行ったとき</p>	<p>一 変更又は消滅に 係る事項 二 変更又は消滅年 月日 三 変更又は消滅の 理由</p>	<p>の位置変更による変動 を説明したもの(会社 登記簿謄本)</p>
<p>既存の店舗の規模又 は構造に変更があつ たとき</p>	<p>一 変更後及び変更 前の入居場所及び 使用面積 二 変更年月日 三 変更の理由</p>	<p>変更後及び変更前の店舗 の構造、規模、人員等を 記載した書面及び平面図</p>
<p>持込資本金の額が変 更になったとき</p>	<p>変更後及び変更前の 持込資本金の額</p>	<p>なし</p>

<p>銀行、信託会社その他の金融機関その他の会社について、その過半数の株式又は過半数の出資を所有することとなったとき</p>	<p>一 過半数の株式又は過半数の出資を所有した相手方の商号</p> <p>二 過半数の株式又は過半数の出資を所有した年月日</p> <p>三 過半数の株式又は過半数の出資を所有した理由</p>	<p>た書面</p>
<p>その過半数の株式若しくは過半数の出資を所有している銀行、信託会社その他政令で定める金融機関その他総理府令・大蔵省令で定める会社についてその過半数の株式若しくは過半</p>	<p>一 過半数の株式又は過半数の出資を所有しなくなった相手方の商号</p> <p>二 過半数の株式又は過半数の出資を所有しなくなった年月日</p> <p>三 過半数の株式又</p>	

<p>数の出資を所有して いないこととなった とき</p>	<p>その過半数の株式若 しくは過半数の出資 を所有している銀行 、信託会社その他政 令で定める金融機関 その他総理府令・大 蔵省令で定める会社 について当該会社が 合併し、解散し、若 しくは業務の全部を 廃止したとき</p>	<p>その過半数の株式又 は出資が他の一の法 人その他の団体によ って所有されること</p>
<p>は過半数の出資を 所有しなくなった 理由</p>	<p>一 合併、解散又は 廃止の決議の内容 二 合併、解散又は 廃止の年月日 三 合併の場合はそ の相手方及びその 方法 四 合併、解散又は 廃止の理由</p>	<p>一 他の一の法人等 の商号 二 所有される株式 等の数又は額及び</p>
<p>一 合併、解散又は廃止 を決議した株主総会の 議事録の写し（原文及 び訳文）（合併の場合 は合併契約書（原文及 び訳文）を添付する。 ）</p>	<p>二 最近の日計表（合併 の場合は、当事者の最 近の貸借対照表） 三 解散又は廃止の場合 は、清算の方法及び手 続を記載した書類</p>	<p>一 株式等を所有する法 人等の業務の概要を記 載した書類 二 株式を所有する法人</p>

<p>となつたとき</p>	<p>証券業の一部の廃止をしたとき（支店に係るものを除く。）</p>	<p>国内において破産、和議開始、更生手続開始若しくは清算開始の申立てを行ったとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行ったとき</p>	<p>定款又は業務の方法（支店に係るものを除く。）を変更した</p>
<p>比率 三 所有されることとなつた年月日</p>	<p>一 廃止の決議の内容 二 廃止の年月日 三 廃止の理由</p>	<p>一 破産、和議開始、更生手続開始又は清算開始の申立てを行った年月日 二 破産、和議開始、更生手続開始又は清算開始の申立てを行った理由</p>	<p>一 変更の内容 二 変更年月日 三 変更の理由</p>
<p>等及びその主要株主等の所有株式数並びにその合計を記載した書類</p>	<p>廃止を決議した取締役会の議事録の写し（原文及び訳文）</p>	<p>一 破産、和議開始、更生手続開始又は清算開始の申立てに係る書面の写し 二 最近の日計表</p>	<p>一 変更後の定款又は業務方法書全文（原文及び訳文）</p>

とき	登録を受けた支店が 営業を開始したとき	法第六条第一号の規 定に該当すること なったとき	法第六条第三号の規 定に該当すること なったとき
<ul style="list-style-type: none"> 一 登録年月日及び 登録番号 二 営業開始年月日 	<ul style="list-style-type: none"> 一 株式会社と同種 類の法人でなくな った年月日 二 株式会社と同種 類の法人でなくな った理由 	<ul style="list-style-type: none"> 一 届出に係る不適 格条項の該当規定 に該当すること なった年月日 二 該当すること なった年月日 三 該当すること なった年月日 	<ul style="list-style-type: none"> 一 届出に係る不適 格条項の該当規定 に該当すること なった年月日 二 該当すること なった年月日 三 該当すること なった年月日
<ul style="list-style-type: none"> 二 当該変更を決議した 株主総会の議事録の写 し（原文及び訳文） （定款の変更の場合のみ ） 	<ul style="list-style-type: none"> 一 会社登記簿抄本 二 株主総会の議事録 		

<p>法第六条第七号の規定（外国証券法令の規定に係る部分に限</p>	<p>法第六条第五号の規定に該当することになったとき</p>	<p>法第六条第四号の規定に該当することになったとき</p>
<p>一 登録等の内容 二 当該登録等の年月日</p>	<p>一 純財産額が政令で定める資本の額に満たなくなった年月日 二 純財産額が資本の額に満たなくなった理由</p>	<p>なつた理由 一 資本の額が政令で定める金額に満たなくなった年月日 二 資本の額が政令で定める金額に満たなくなった理由</p>
<p>一 取消しを命ずる書類の写し又はこれに代わる書面</p>	<p>一 純財産額が政令で定める資本の額に満たなくなった日の日計表 二 純財産額が政令で定める資本の額に満たなくなった日の純財産額を算出するための計算を記載した書面</p>	<p>一 会社登記簿抄本 二 株主総会の議事録</p>

<p>る。()に該当することとなったとき</p>	<p>法第六条第八号の規定に該当することとなったとき</p>	<p>証券取引法第二十八 条の四第九号イの規 定に該当すること なった事実を知った とき</p>	<p>証券取引法第二十八 条の四第九号ロの規</p>
<p>三 外国において証券業に相当する業務の登録等の取消しをされた年月日 四 取消しをされた業務の内容 五 取消しをされた理由</p>	<p>一 違反した法令の規定 二 刑の確定した年月日及び罰金の額</p>	<p>一 該当事者氏名 二 禁治産宣告又は準禁治産宣告を受けた年月日</p>	<p>一 該当事者氏名 二 破産宣告を受け</p>
<p>二 当該外国の法令とその訳文</p>	<p>一 確定判決書の写し 二 事件の概要を記載した書面</p>	<p>禁治産宣告又は準禁治産宣告に関する官報の写し 若しくはこれに代わる書面</p>	<p>破産決定書の写し又は破産決定の内容を記載した</p>

<p>定に該当すること なつた事実を知つた とき</p>	<p>た年月日</p>	<p>書面</p>
<p>証券取引法第二十八 条の四第九号八の規 定に該当すること なつた事実を知つた とき</p>	<p>一 該当者氏名 二 刑の確定年月日 及び刑の種類</p>	<p>確定判決書の写し又は確 定判決の内容を記載した 書面</p>
<p>証券取引法第二十八 条の四第九号二の規 定に該当すること なつた事実を知つた とき</p>	<p>一 該当者氏名 二 取消命令を受け た年月日 三 取消命令を受け た理由</p>	<p>外国の場合は、当該法令 とその訳文</p>
<p>証券取引法第二十八 条の四第九号ホの規 定に該当すること なつた事実を知つた とき</p>	<p>一 該当者氏名 二 解任命令を受け た年月日 三 解任命令を受け た理由</p>	

<p>他の法人その他の団 体が法第十四条第一 項において準用する 証券取引法第三十二 条第一項に規定する 特定法人等に該当し 又はしなくなったと き</p>	<p>純財産額が資本の額 に満たなくなったと き</p>	<p>証券取引法第二十八 条の四第九号への規 定に該当することと なった事実を知った とき</p>
<p>一 該当し又はしな くなった特定法人 等の商号又は名称 二 該当し又はしな くなった年月日</p>	<p>一 純財産額が資本 の額に満たなくな った年月日 二 純財産額が資本 の額に満たなくな った理由</p>	<p>一 該当者氏名 二 刑の確定年月日 及び刑の種類</p>
<p>一 該当し又は該当しな くなった特定法人等の 業務の概要を記載した 書類 二 証券会社と特定法人 等の関係を示す書類</p>	<p>一 純財産額が資本の額 に満たなくなった日の 日計表 二 純財産額を算出する ための計算を記載した 書面</p>	<p>確定判決書の写し又は確 定判決の内容を記載した 書面</p>

<p>外国証券法令の規定に基づく行政庁の不利益処分を受けたとき</p>	<p>登記を要する事項について変更又は消滅の登記を行ったとき（法第十二条第一項の規定により届出を行う場合を除く。）</p>	<p>主要株主に異動があったとき</p>
<p>一 当該不利益処分の内容 二 当該不利益処分を受けた年月日</p>	<p>一 変更又は消滅に係る事項 二 変更又は消滅年月日 三 変更又は消滅の理由</p>	<p>一 主要株主でなくなった当該株主 イ 氏名又は名称若しくは商号 ロ 異動の前後の持株数又は出資の額 ハ 異動の前後の持株比率又は出資比率</p>
<p>当該不利益処分を規定する外国の法令とその訳文</p>	<p>会社登記簿抄本</p>	<p>異動の前後の主要株主一覧表</p>

<p>役職員に事故等があったことを知ったとき</p>	
<p>一 事故等が発生した支店の名称</p> <p>二 事故等を惹起した者の氏名及び役職名</p> <p>三 事故等の概要</p>	<p>二 異動のあった年月日</p> <p>二 主要株主でない者が主要株主となつた当該株主</p> <p>イ 氏名又は名称若しくは商号</p> <p>ロ 住所又は所在地</p> <p>ハ 職業又は業種</p> <p>ニ 外国証券会社との関係</p> <p>ホ 異動のあった年月日</p>

<p>訴訟又は調停が終結した場合</p>	<p>訴訟又は調停の当事者となった場合</p>	<p>事故等の詳細が判明したとき</p>
<p>一 訴訟当事者（原告及び被告）又は</p>	<p>一 訴訟当事者（原告及び被告）又は調停当事者の住所及び氏名又は名称 二 訴訟提起（被提起）年月日又は調停申立（被申立）年月日 三 管轄裁判所名 四 事件の内容</p>	<p>一 事故等が発生した支店の名称 二 事故等を惹起した者の氏名及び役職名 三 事故等の詳細 四 社内処分を行った場合はその内容</p>

	調停当事者の住所 及び氏名又は名称 二 終結の日 三 判決又は和解の 内容	

外国証券業者に関する命令（平成十年総理府令・大蔵省令第二十七号）

改正後	改正前
<p>（認可業務に関する経験年数）</p> <p>第十八条 令第八条に規定する総理府令・大蔵省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 認可申請外国証券会社の経営を支配している者として令第十一条第一項第一号イ又はロに掲げる要件のいずれかに該当する者、当該者に準ずるものとして第二十八条第一項第一号イ又はロ（同条第二項の規定の適用を受ける場合を含む。）に掲げる要件のいずれかに該当する者その他これらの者に類するものとして認可の申請を受けた金融監督庁長官等が認める者</p>	<p>（認可業務に関する経験年数）</p> <p>第十八条 令第八条に規定する総理府令・大蔵省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 認可申請外国証券会社の発行済株式の総数の全部を所有している者</p>